

大規模小売店舗立地法の手引

令和 7 年 4 月

広島市経済観光局

産業振興部企業誘致・創業推進課

この手引は、広島市内において大規模小売店舗を設置する場合、又は大規模小売店舗の施設の配置や運営方法などを変更する場合に必要となる、大規模小売店舗立地法(大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則を含みます。)及び広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱に基づく手続についてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続を行う際には、この手引を参照していただくほか、手続が円滑に行われるためにも、広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課にお早めにご相談ください。

＜手引の使用にあたって＞

○ この手引の説明の中で用いている略称は次のとおりです。

法	－	大規模小売店舗立地法(平成 10 年 6 月 3 日法律第 91 号)
施行令	－	大規模小売店舗立地法施行令(平成 10 年 10 月 16 日政令第 327 号)
施行規則	－	大規模小売店舗立地法施行規則(平成 11 年 6 月 10 日通商産業省令第 62 号)
指針	－	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針 (平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)
要綱	－	広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱
大店法	－	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 (昭和 48 年法律第 109 号)

○ 法や施行規則、要綱などの記載箇所については[]内で示していますので、条文を参照する際の参考としてください(手引には法、施行規則などの本文は掲載していません。)。

大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせ

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(市役所本庁舎5階)

電話 082-504-2241 (直通)

FAX 082-504-2259

目 次

1 広島市で大規模小売店舗立地法の手続を行うに当たって 1

1-1	大規模小売店舗立地法の概要	2
1-2	大規模小売店舗立地法の手続の流れ	7
1-3	広島市で大規模小売店舗の手続を行うに当たっての留意事項	8
1-4	必要届出一覧	9

2 大規模小売店舗の新設の手続を行うとき 15

手続の流れ.....	16
2-1 事前相談・協議	17
2-2 大規模小売店舗届出書	17
2-3 説明会の開催	20
2-4 住民等の意見	22
2-5 広島市の意見/意見を有しない旨の通知.....	22
2-6 届出事項変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知	23
2-7 広島市の勧告/勧告を行わない旨の通知.....	24
2-8 届出事項変更の届出／添付書類変更の届出.....	25
2-9 公表／公表を行わない旨の通知.....	26
2-10 届出の取下げ	26
2-11 報告及び調査	27

3 法第6条第1項の規定による変更の手続を行うとき 28

手続の流れ.....	29
3-1 事前相談・協議	29
3-2 変更届出書	29
3-3 住民等の意見	29

4 法第6条第2項・法附則第5条第1項(第3項)の規定による変更の手続を行うとき.... 30

手続の流れ.....	31
大店法に基づいて開店している大規模小売店舗の手続について.....	32
4-1 事前相談・協議	33
4-2 変更届出書（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）	34
4-3 説明会の開催	36
4-4 住民等の意見	38
4-5 広島市の意見／意見を有しない旨の通知.....	39
4-6 届出事項変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知	39
4-7 広島市の勧告／勧告を行わない旨の通知.....	40
4-8 届出事項変更の届出／添付書類変更の届出.....	41

4-9	公表／公表を行わない旨の通知	42
4-10	軽微な変更／説明会を掲示に代える変更について	43
4-11	届出の取下げ	44
4-12	報告及び調査	45

5 その他の手続（大規模小売店舗の廃止の手続・承継の手続）を行うとき 46

手続の流れ	47
5-1 大規模小売店舗の廃止の手続	47
5-2 承継の手続	47

6 広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱 48

7 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領 80

7-1 大規模小売店舗出店(変更)計画概要書	81
7-2 大規模小売店舗届出書	88
7-3 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類	92
7-4 その他の法定届出書	107
7-5 指針配慮事項	116
〔参考〕交通量調査及び交通量予測の記入例	130

1 広島市で大規模小売店舗立地法の手続を行うに当たって

1－1 大規模小売店舗立地法の概要

1－2 大規模小売店舗立地法の手続の流れ

1－3 広島市で大規模小売店舗立地法の手続を行うに当たっての留意事項

1－4 必要届出一覧

(1) 目的

[法1]

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗設置者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的として、平成12年(2000年)6月1日に施行されました。

(2) 対象となる店舗

[法1][施行令1, 2]

法の対象となるのは、大規模小売店舗(一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超える店舗)です。

〔用語の定義〕

◇ 一の建物

政令で定める「一の建物」は、次のとおりです。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)
なお、道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとします。
 - ・ 買物客以外の通行人が相当数を占め
 - ・ 周辺の商店の営業時間以外(開店時刻以前又は閉店時刻以降)も通行可能であるもの
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
地上の建物と地下街が接続している場合については、原則として次のとおりとします。
 - ア 地上の建物の下にある地下部分は一の建物として扱います。
 - イ 上記の地下部分からさらに地下街に直接つながっている場合には、原則として別個の建物としますが、建物の構造、営業主、営業方法等からみて機能的に同一と認められるものは、一の建物として扱います。
- ③ 一の建物とその附属建物を合わせたもの
附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問いません。

◇ 店舗面積

小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

店舗面積に含まれる部分及び含まない部分については、別表に記載のとおりです。

◇ 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。

◇ 小売業

標準産業分類に定める小売業をいい、飲食業を除き、物品加工修理業(洋服のイージーオーダー、ワイシャツの委託加工等)を含めます。

◇ 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないため、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

また、次のような場合も小売業を行うものとみなされます。

- ・ 小売業者でない者が、継続反復の意思をもって、個展やバザー等において販売を行う場合
- ・ カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合
- ・ 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合

◇ 小売業を行うための店舗

その場所に客を来集させて小売業を行うための用に供される建物(土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。)をいいます。

なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗のすべてが「小売業を行うための店舗」に該当することになります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

【別表】

1 店舗面積に含まれる部分

部分名	定 義
(1)売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。
(2)ショーウィンドウ	ショーウィンドウは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドウは、店舗面積に含まない。
(3)ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4)サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5)物品の加工修理場のうち顧客から引受(引渡を含む。)の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。
注①	

2 店舗面積に含まない部分

部分名	定 義
(1) 階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段に挟まれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。
(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場間通路及び 連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い 所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。

部分名	定 義
(12)塔屋 注②	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注) ① 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

② 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物(地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。)の外壁又はこれに代わる柱の中心線(軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線)で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

(3) 必要な手続及び届出者

大規模小売店舗を新設する場合や届出事項（(4)参照）を変更する場合には、広島市に届出をする必要があります。

なお、これらの届出をする者は、大規模小売店舗を設置する者（建物所有者）です。

〔用語の定義〕

◇ 大規模小売店舗の新設

新しい建物を建設して店舗面積が1,000㎡を超える場合、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、1,000㎡を超える場合又は既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000㎡を超える場合をいいます。

(4) 届出事項

[法 5][施行規則 3]

【届出事項】

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(5) 大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項

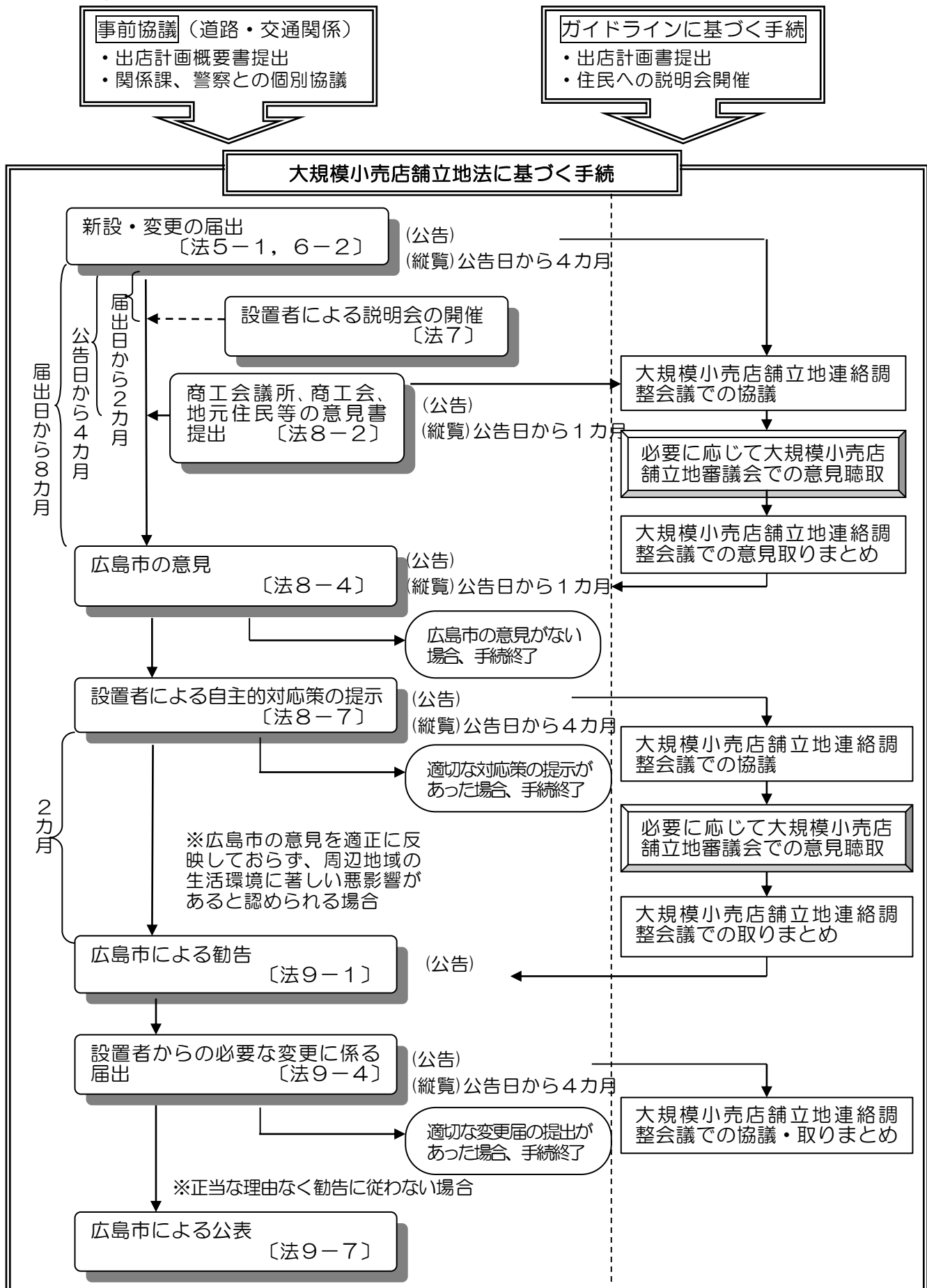
[法 4]

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項が、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」として定められています。

【指針に掲げる事項】

- 1 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 2 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
 - (1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
 - (2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗立地法の手続の流れ



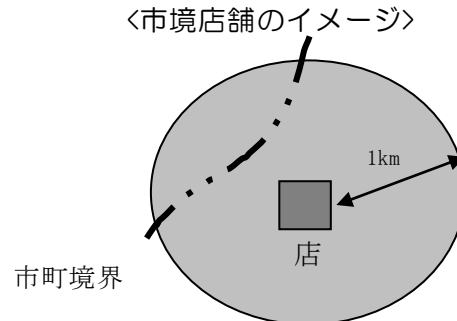
(1) 市境近辺の店舗について(「市境店舗」について)

[要綱2-2]

「大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に広島市以外の市町の区域を含むもの」を「市境店舗」と定義しています。(下図参照)

市境店舗は、生活環境に与える影響が広島市外にも及ぶおそれがあり、広島市外の地域についても、生活環境に対する配慮が必要となるため、要綱において市境店舗の手続を規定している箇所があります。

※ 広島市と接する市町の法の運用主体は各市町となります。



(2) 広島市が行う公告について

[要綱5]

法において、広島市が行うこととされている公告は次のとおりです。

- 届出事項の概要の公告[法5-3][法6-3][法8-8][法9-5] • 大規模小売店舗廃止の届出の公告[法6-6]
- 住民等の意見の概要の公告[法8-3] • 広島市の意見の概要の公告[法8-6]
- 広島市の勧告の公告[法9-3]

これらの公告は、市役所及び出店(予定)地の区役所の掲示場への掲示並びに広島市報に掲載することにより行います。

(3) 届出書等の縦覧場所について

[要綱6-1・2]

届出書等の縦覧場所は、次のとおりです。

経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課(市役所本庁舎5階)・出店(予定)地の区役所区政

調整課

※ 縦覧は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、8月6日及び12月29日から翌年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分までの間行っています。

※ ホームページへの掲載について

広島市のホームページに、届出状況を掲載しています。

トップページ>事業者向け情報>産業振興
>企業誘致・創業推進>大規模小売店舗立地法
>大規模小売店舗立地法に基づく届出の状況

法に基づく届出の種類と届出時期の目安は次のとおりです。なお、届出の前に事前の相談・協議をお願いしています。

また、新設及び増床の届出については、平成21年(2009年)4月1日に施行された広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づく出店計画書の提出をお願いしています。

詳しくは、広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインを御覧ください。

法条文	届出の種類	届出時期の目安	本手引参照ページ
第5条第1項	新設の届出	「新設する日（開店日）」の8か月前まで	15ページ
第6条第1項	店舗名、大規模小売店舗設置者又は小売業者の変更の届出	変更後遅滞なく	28ページ
第6条第2項	店舗面積、施設配置（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設）、施設の運営方法（営業時間、駐車場利用時間、荷さばき時間、駐車場の出入口）の変更の届出	「変更する日」の8か月前まで ※ ただし、「施設の運営方法」については、「あらかじめ」	30ページ
第6条第5項	廃止の届出	あらかじめ	46ページ
第11条第3項	承継の届出	承継後遅滞なく	46ページ
附則第5条	法施行時に既に営業していた大規模小売店舗（既存店）の最初の変更の届出	「変更する日」の8か月前まで ※ ただし、「施設の運営方法」については、「あらかじめ」	32ページ



● 届出内容別手続一覧

- (1) 大規模小売店舗の新設（床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大規模小売店舗となる場合も含む。）

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大規模小売店舗の新設をしようとするとき	法第5条第1項	○	○	○	○

- (2) 届出事項の変更

以下は、

上段：法の届出（法第5条第1項、法附則第5条第1項）を行ったことがある大規模小売店舗が届出事項を変更しようとするとき

下段：既存店（法の届出を行っていない大規模小売店舗）が法第5条第1項4～6号の事項を変更しようとするとき

【大規模小売店舗の名称の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
名称を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

【大規模小売店舗の所在地の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

【大規模小売店舗設置者の名称の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
商号を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
相続等により所有者を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

【大規模小売店舗設置者の住所の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
住所を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
会社合併・分割により住所を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
相続等による所有者の変更に伴い住所を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
建物の売買・譲渡等により所有者を変更し、それに伴い住所を変更したとき	法第11条第3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

【小売業者の名称・住所の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
一時的に空き店舗になっていた大規模小売店舗に、新たなテナントが入居したとき（ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件。）	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
小売業者の名称（商号等）を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
小売業者の住所が変更になったとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

【大規模小売店舗設置者、小売業者の代表者名の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
代表者を変更したとき	法第6条第1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

【大規模小売店舗を新設する日の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
新設する日を繰り上げるとき（ただし、市が「意見なし」とした場合を除く。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【店舗面積の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大規模小売店舗の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000㎡を超えるとき（ただし、既存店については、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000㎡以下の場合でも届出が必要。）	法第6条第2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の大規模小売店舗の店舗面積が1,000㎡超となる時	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○※1	○※2	○	○
店舗面積の減少であって、減少後の大規模小売店舗の店舗面積が1,000㎡以下となる時	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項	×	×	×	×

※1 市が認める場合は、ただちに実施できます。

※2 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【付属施設の位置の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき※1	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○
現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条第2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条第1項	○※2	○※3	○	○

※1 現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除きます。

※2 市が認める場合は、ただちに実施できます。

※3 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【駐車場、駐輪場の収容台数の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含む。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車（輪）場を共用しており、施設全体の駐車（輪）場の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき（小売店舗来客者のための駐車（輪）場収容台数が減少する場合が該当。）	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【荷さばき施設の面積の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
面積を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【廃棄物等保管施設の容量の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
容量を減少させるとき	法第6条第2項	○	○※	○	○
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○
容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条第1項	○	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【開店時刻・閉店時刻の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
開店時刻を繰り上げるとき（既存店については繰り下げる場合も必要。）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○
閉店時刻を繰り下げるとき（既存店については繰り上げる場合も必要。）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
利用可能な時間帯を変更するとき（店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限る。）	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【駐車場出入口の数の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
数を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【駐車場出入口の位置の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
位置を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【荷さばき可能時間帯の変更】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	○※	○	○
	法附則第5条 第1項	×	○※	○	○

※ 市が認める場合は、掲示による説明会が可能です。

【大規模小売店舗の廃止】

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大規模小売店舗を廃止するとき（1,000㎡以下に するときを含む。）	法第6条第5項	×	×	×	×
	法第6条第5項	×	×	×	×

2 大規模小売店舗の新設の手続を行うとき

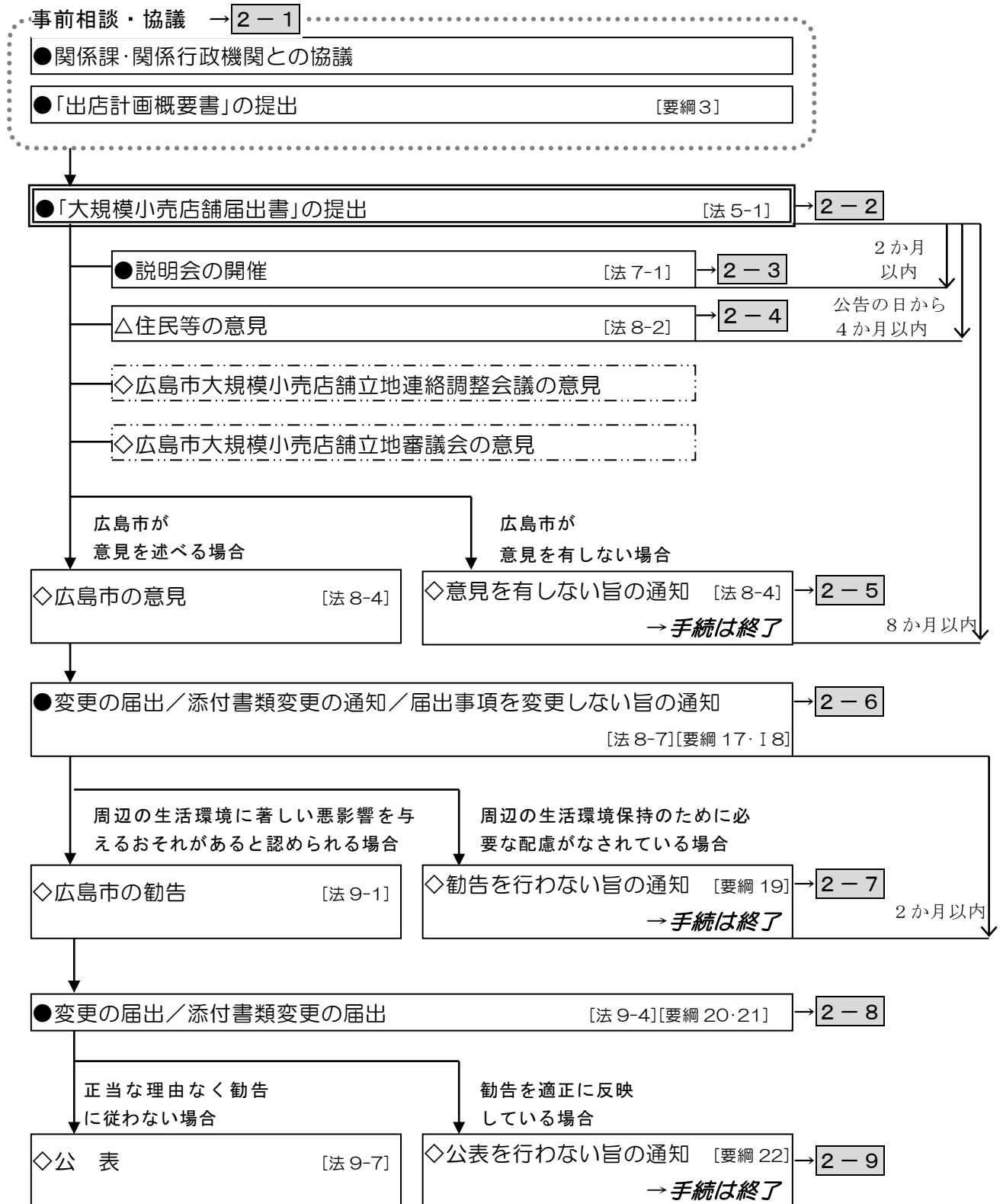
※ 増床や用途の変更などにより、店舗面積が 1,000 m²を超える場合を含みます。

手続の流れ

- 2-1 事前相談・協議
- 2-2 大規模小売店舗届出書
- 2-3 説明会の開催
- 2-4 住民等の意見
- 2-5 広島市の意見／意見を有しない旨の通知
- 2-6 変更の届出／添付書類変更の通知／
届出事項を変更しない旨の通知
- 2-7 広島市の勧告／勧告を行わない旨の通知
- 2-8 変更の届出／添付書類変更の届出
- 2-9 公表／公表を行わない旨の通知
- 2-10 届出の取下げ
- 2-11 報告及び調査

手続の流れ

に各手続についての解説が掲載されています。



(注) ●—大規模小売店舗設置者が行う手続

◇—広島市が行う手続

△—その他の手続

2-1

事前相談・協議～法に基づく手続きが円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いしています。

(1) 事前相談・協議

[要綱 3]

大規模小売店舗の新設を予定している場合は、計画段階等の早い時期から経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課に事前相談を行っていただくようお願いします。

また、本市関係課・関係行政機関において計画内容に関する協議・調整を行ってください。その際、必要なデータの提供をお願いすることがあります。[要綱 3-5]

これは、届出前に関連法令・条例等との整合性を図り、届出後の手続途上での計画内容の変更を可能な限り避けるためのものです。(届出後、変更する必要がある場合、その変更内容によっては、別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。)

※ 大規模小売店舗立地法に基づく届出の前に、広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン(平成21年(2009年)4月1日施行)に基づく出店計画書及び地域貢献計画書の提出をお願いしています。詳しくは、同ガイドラインを御覧ください。

(2) 「出店計画概要書」の提出

[要綱 3]

大規模小売店舗の出店計画について、法に基づく手続きを迅速に進めるため、出店計画概要書の提出をお願いしています。[要綱 3-1]

事前協議を進めながら、出店計画概要書を作成してください。

出店計画概要書は、原則20部提出してください。[要綱 3-3]

出店計画概要書は、本市関係課・関係行政機関に送付し、出店計画に対する意見を照会します。意見がある場合には、それらを取りまとめ、出店計画概要書の提出者に送付します。提出者は、それら意見に対する対応策について検討し、回答をお願いします。[要綱 3-6]

※ 出店計画概要書の各記載事項については、「7 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領」を参照してください。

2-2

大規模小売店舗届出書

(1) 届出書・添付書類等

[法 5-1][法 5-2][施行規則 3-3][施行規則 4][要綱 4]

◇ 届出書 [法 5-1][施行規則 3-3]

様式(施行規則[様式第 1])により、法及び施行規則に基づく「届出事項」を記載し、届出書を作成してください。

【届出事項】

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

◇ **添付書類等** [法 5-2][施行規則 4]

法及び施行規則に基づく「添付書類」は、施行規則第 4 条第 1 項第 1 号から順にまとめてください。また、指針に基づき配慮する事項を記載した資料を添付してください。

【添付書類】

- 1 法人にあってはその登記事項証明書
※ 届出者が個人の場合は、住民票の写し
- 2 主として販売する物品の種類
- 3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

【指針配慮事項】

〔１〕 はじめに

- 1 出店の趣旨
- 2 大規模小売店舗設置者の連絡先等
- 3 店舗施設計画の概要

〔２〕 「指針」の各項目に関する事項

- 1 駐車場の計画
- 2 駐輪場の計画
- 3 荷さばき施設の計画
- 4 経路の設定
- 5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画
- 6 騒音の予測と騒音対策
- 7 廃棄物等の保管場所の計画
- 8 廃棄物等の運搬・処理計画
- 9 街並みづくり等への配慮に関する事項

◇提出部数

届出書・添付書類等の提出部数は、原則として正本１部、副本３部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本１部を追加します。〔要綱４-１(１)(２)〕

届出があったときは、届出事項の概要等を公告するとともに、届出書・添付書類等を公告の日から４か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。〔法５-３〕〔要綱５-６-１・２〕

◇届出の周知

届出の概要を次の方法により周知してください。〔要綱６-３〕

- ・ 大規模小売店舗の敷地内又は店舗内の見やすい場所に掲示する。
- ・ 大規模小売店舗の所在地の周辺の町内会その他地縁による団体に知らせる。
- ・ その他市長が適当と認める方法

◇開店の制限

届出書提出後、８か月間は大規模小売店舗の開店をすることができません。〔法５-４〕

※ 届出書・添付書類等の各記載項目及び留意点については、「７ 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領」を参照してください。

(1) 説明会の開催方法

[法7][施行規則11-1]

大規模小売店舗設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。

説明会の開催方法については、次のとおりです。

会 場	当該大規模小売店舗の所在する区内で、店舗の所在地に近く相当な人数を収容できる施設にて開催してください。[要綱8-1] 〔市境店舗の場合、会場の選定に当たっては、店舗周辺の他市町域住民の参加の便も配慮してください。〕
開催日時	住民等が参加しやすい平日の夜間、土曜日、日曜日又は休日を開催してください。[要綱8-1]
開催回数	原則 1 回の開催ですが、周辺に与える影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と市が認める場合は、3 回を限度として開催回数を指定します。その回数の基準は次のとおりです。[要綱8-2] ① 当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が 6,000 m²を超えるもの 2回以上 ② 当該大規模小売店舗の営業時間又は荷さばきを行う時間帯が22時から翌6時までの時間帯に及ぶもの 2回 ③ このほか、特に市長が必要と認めた場合 3回以内
配付資料	- 配付資料には、届出事項を必ず掲載し、添付資料及び指針配慮事項については、適宜掲載してください。また、届出書の縦覧場所・縦覧期間を掲載してください。 - 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、届出の公告の日から4か月以内に広島市に意見書を提出できることを、配付資料に記載するなど、その周知に努めてください。[要綱8-5] 〔記載例〕 - 届出書の縦覧 届出書は次の場所で縦覧しています。 縦覧場所：広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 (中区国泰寺町一丁目6番34号) 〇〇区役所区政調整課(住所) 縦覧期間：令和〇年(202〇年)〇月〇日～令和〇年(202〇年)〇月〇日 (月曜日～金曜日(祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。))の8時30分～17時15分) - 意見書の提出 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する人は、広島市に意見書を提出することができます。なお、意見書の様式は広島市ホームページに掲載されています。ホームページをご覧になる環境にない方については、広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課までご連絡ください。

	広島市ホームページ トップページ＞事業者向け情報＞産業振興＞企業誘致・創業推進＞大規模 小売店舗立地法＞大規模小売店舗立地法について 提出場所：広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 （中区国泰寺町一丁目6番34号） 提出期間：令和〇年(202〇年)〇月〇日～令和〇年(202〇年)〇月〇日 縦覧及び意見書の提出に関するお問い合わせ 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課（中区国泰寺町一丁目6 番34号） TEL (082)504-2241 FAX (082)504-2259
--	--

(2) 説明会開催の公告

[法 7-2][施行規則 12][要綱 10]

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。[法 7-2]

方 法	① 日刊新聞紙への案内掲載又は案内チラシの折込 大規模小売店舗の敷地境界から半径 1 キロメートルの範囲で購読される日刊新聞紙5紙に、開催案内を掲載又は案内チラシの折込などにより行ってください。 なお、地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の公告範囲を拡げるようお願いすることがあります。 ② 掲示板の設置 店舗敷地内の見やすい場所に、掲示板を設置し、周知してください。 ③ 店舗周辺住民への通知 店舗周辺に居住する住民には、直接通知するなどの配慮をお願いします。 [要綱 10-1・2・4・5]
周知内容	次の事項を周知してください。[法 7-2][要綱 10-3] ① 大規模小売店舗の名称及び所在地 ② 説明会開催日・場所 ③ 大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ④ 新設を行う日 ⑤ 届出の概要 ⑥ 説明会に係る問い合わせ先

(3) 「説明会開催計画書」の提出

[要綱 8-4]

説明会開催の公告を行う前に、説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」[要綱様式第4]の提出をお願いします。

(4) 「説明会実施状況報告書」の提出

[要綱 12]

説明会の開催後、14日以内に、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」[要綱様式第9]の提出をお願いします。同報告書には、公告の実施状況を証する書類及び説明会で出席者に配付した資料を添付してください。

なお、同報告書は、経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課で閲覧に供します。

(5) 説明会が開催できないとき

[法 7-4][施行規則 13][要綱 11]

施行規則第13条第1項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議し、「説明会開催不能申出書」[要綱様式第7]を提出してください。

説明会を開催することができないと認められた場合、「(2) 説明会開催の公告」の「方法」により、周知してください。

また、周知を行った場合、説明会実施状況報告書（周知の内容を記載した資料添付）を提出してください（「(4) 説明会実施状況報告書の提出」参照）。

2-4 | 住民等の意見

住民その他、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4か月以内に、広島市に対して意見を述べるができます。[法 8-2]

意見は、意見書[要綱様式第10]を広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課あてに持参、郵送、ファクシミリなどの方法で提出することにより行います。[要綱 13]

述べられた意見は、その概要を公告するとともに、意見書を公告の日から1か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法 8-3][要綱 5・6-1・2]

大規模小売店舗設置者には、意見書の写しを送付しますので、意見書への対応策を検討し、検討結果の提出をお願いします。[要綱 13-3・5]

2-5 | 広島市の意見/意見を有しない旨の通知

広島市は、届出書の提出から8か月以内に、提出された届出書・添付書類等の内容をもとに、住民等の意見[3-4]、指針を考慮し、広島市の意見[法 8-4]の有無及び内容の決定をします。

意見の有無及び内容の決定に先立って、市関係課・警察等関係行政機関による大規模小売店舗立地連絡調整会議及び学識経験者による大規模小売店舗立地審議会を開催しますので、大規模小売店舗設置者の出席をお願いします。

(1) 広島市の意見

[法 8-4]

広島市が意見を述べる場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について」[要綱様式第11]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 16]

また、広島市の意見は、その概要を公告するとともに、公告の日から1か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法 8-6][要綱 5・6-1・2]

(2) 意見を有しない旨の通知

[法 8-4]

広島市が意見を有しない場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について」[要綱様式第 12]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 16]

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、大規模小売店舗設置者は「大規模小売店舗届出書」の提出の日から 8 か月以内であっても大規模小売店舗を開店することができます。[法 8-5]

2-6 | 届出事項変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知

広島市の意見の通知を受けた場合、大規模小売店舗設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)～(3)のいずれかの方法により広島市に対して必要な届出又は通知を行います。

◇提出部数 : 届出書・通知書・添付書類等の提出部数は、原則として正本 1 部、副本 3 部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本 1 部を追加します。[要綱 4-1(4)(5)・17-2]

◇開店／変更の制限 : 届出・通知後 2 か月間は大規模小売店舗の開店又は変更をすることができません。[法 8-9]

(1) 届出事項変更の届出

[法 8-7]

再検討の結果、届出事項([法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目)を変更する場合は、「届出事項変更届出書」[施行規則様式第 5]を提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類([施行規則 4-1]に掲げる各項目)の記載内容が変更となる場合は、変更前及び変更後の当該添付書類も併せて提出してください。[法 8-8]

届出事項変更の届出があったときは、その概要等を公告するとともに、公告の日から 4 か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法 8-8][要綱 5・6-1・2]

(2) 添付書類変更の通知

[要綱 17]

再検討の結果、届出事項([法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目)を変更せず、添付書類([施行規則 4-1]に掲げる各項目)のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」[要綱様式第 13]に、変更前及び変更後の当該添付書類を添えて提出してください。[要綱 17-1]

※ 「添付書類変更通知書」の提出に当たっては、届出事項を変更しなくても、広島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 添付書類変更の通知は、届出事項の変更とならないため、法の上では「届出事項を変更しない旨の通知」[法 8-7]の扱いとなります。

(3) 届出事項を変更しない旨の通知

[法 8-7][要綱 18]

再検討の結果、届出事項([法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目)・添付書類([施行規則 4-1]に掲げる各項目)ともに変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」[要綱様式第 14]を提出してください。[要綱 18-1]

なお、通知書には、届出事項・添付書類の変更を行わなくても当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。[要綱 18-2]

※ 「届出事項を変更しない旨の通知書」の提出に当たっては、広島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

2-7 | 広島市の勧告/勧告を行わない旨の通知

広島市は、**2-6**の届出・通知のあった日から 2 か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類等の内容をもとに、指針を考慮し、広島市の勧告[法 9-1]の有無及び内容の決定をします。

(1) 広島市の勧告

[法 9-1]

広島市が勧告を行う場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について」[要綱様式第 15]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 19]

また、広島市の勧告は、その内容を公告するとともに、市のホームページに掲載します。

[法 9-3][要綱 5]

(2) 勧告を行わない旨の通知

[要綱 19]

広島市が勧告を行わない場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について」[要綱様式第 16]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。

勧告を行わない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、大規模小売店舗設置者は**2-6**の届出・通知を行った日から 2 か月経過後に大規模小売店舗を開店することができます。

広島市の勧告の通知を受けた場合、大規模小売店舗設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)・(2)いずれかの方法により広島市に対して必要な届出を行います。

◇提出部数：届出書・添付書類等の提出部数は、原則として正本1部、副本3部とします。
ただし、「市境店舗」の場合は、副本1部を追加します。〔要綱 4-1(6)〕

◇届出・通知・連絡の期限

大規模小売店舗設置者は、広島市から勧告を受けた場合は、勧告を行った日から2か月以内に(1)・(2)の届出・通知を行うか、届出・通知が間に合わないときは経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課までその旨の連絡を書面により行ってください。〔要綱 20・21〕

2か月を経過しても届出等がない場合、広島市の勧告に従わないものとみなし、公表に向けた手続に入ることになります。〔要綱 23〕

(1) 届出事項変更の届出

〔法 9-4〕

再検討の結果、届出事項〔法 5-1〕〔施行規則 3〕に掲げる各項目)を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第 6〕を提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類〔施行規則 4-1〕に掲げる各項目)の記載内容が変更となる場合、変更前及び変更後の当該添付書類も併せて提出してください。〔法 9-5〕

届出事項変更の届出があったときは、その概要等を公告するとともに、公告の日から4か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。〔法 9-5〕〔要綱 5・6-1・2〕

(2) 添付書類変更の通知

〔要綱 20〕

再検討の結果、届出事項〔法 5-1〕〔施行規則 3〕に掲げる各項目)を変更せず、添付書類〔施行規則 4-1〕に掲げる各項目)のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」〔要綱様式第 17〕に、変更前及び変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※ 「添付書類変更通知書」の提出に当たっては、届出事項を変更しなくても、広島市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

2-9 | 公表／公表を行わない旨の通知

広島市は、提出された2-8の届出書(添付書類変更の通知書を含みます)・添付書類等の内容をもとに、広島市の勧告[法 9-1]を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無の決定をします。

(1) 広島市の勧告を適正に反映している旨の通知(公表を行わない旨の通知) [要綱 22]

2-8の届出の内容が広島市の勧告を適正に反映している場合は、「広島市の勧告に対する届出について」[要綱様式第 18]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。

勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了します。

(2) 公表 [法 9-7][要綱 23・24]

◇意見の聴取

2-8の届出の内容が広島市の勧告を適正に反映していない又は2-8の届出を行わないなどにより広島市の勧告に従わない場合、大規模小売店舗設置者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに(回答期限を設けた場合は期限までに)回答してください。[要綱 23-2]

※ 大規模小売店舗設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じない又は大規模小売店舗設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

◇公表の決定

広島市は、2-8の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表[法 9-7]の有無の決定をします。[要綱 23-3]

広島市が公表を行う場合、「広島市の勧告に従わなかった旨の公表について」[要綱様式第 19]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 23-4]

広島市による公表は、[要綱様式第 20]により、次の方法で行います。[要綱 24-1・2]

- ・ 市役所及び店舗の所在する区の区役所の掲示場への掲示
- ・ 広島市報による公告
- ・ 報道機関等への資料提供
- ・ その他市長が適当と認める方法

◇公表後、勧告に係る届出事項の変更の届出を行った場合 [要綱 24-3]

公表後、勧告に係る届出事項の変更に係る届出が行われ、その内容が勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、報道機関への資料配付その他市長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表します。

2-10 | 届出の取下げ

届出後、法に基づく手続が終了する前に新設を取り止める場合は、「届出取下書」[要綱様式第 21]を提出してください。[要綱 25]

(1) 法第14条の規定による報告

[法14] [要綱26-1]

法第14条の規定による報告をお願いした場合には、期限内の報告をお願いします。

(2) 新設した日の報告

[要綱26-2]

大規模小売店舗が開店した後、「大規模小売店舗の新設報告書」[要綱様式第22]により、新設した日の報告をお願いします。

(3) 開店後の実態調査

[要綱28]

開店後、必要に応じて実態調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

3 法第6条第1項の規定による変更の手続を行うとき

※ 「大規模小売店舗の名称、所在地(土地登記簿上の地番の形式的な変更等によるもの)」
「大規模小売店舗の設置者・小売業者の氏名(名称)、住所、代表者氏名(法人の場合)」の
変更が該当します。

手続の流れ

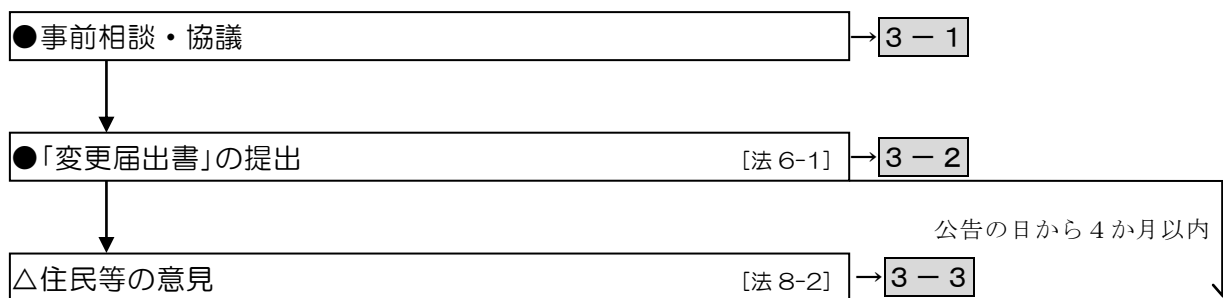
3-1 事前相談・協議

3-2 変更届出書

3-3 住民等の意見

手続の流れ

に各手続きについての解説が掲載されています。



(注) ●一大規模小売店舗設置者が行う手続

△—その他の手続

3-1 事前相談・協議

～法に基づく手続が円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いしています。

法第6条第1項の規定による変更届出を行おうとする場合は、法に基づく届出を行う前に、経済観光局産業振興部商業振興課まで御相談ください。

※ 変更計画概要書を提出していただく必要はありません。

3-2 変更届出書

届出書の様式[施行規則様式第2]に従って届出書を作成してください。

◇届出の時期 : 届出事項の変更後、遅滞なく。

◇提出部数 : 届出書の提出部数は、正本1部、副本3部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本1部を追加します。[要綱4-2]

届出があったときは、届出事項の概要等を公告するとともに、届出書・添付書類を公告の日から4か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法6-3][要綱5・6-1・2]

3-3 住民等の意見

住民その他、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4か月以内に、広島市に対して意見を述べるすることができます。[法8-2]

意見は、意見書[要綱様式第10]を広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課あてに持参、郵送、ファクシミリなどの方法で提出することにより行います。[要綱13]

述べられた意見は、その概要を公告するとともに、意見書を公告の日から1か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法8-3][要綱5・6-1・2]

※ 意見概要の公告・意見書の縦覧をもって手続は終了となります。

4 法第6条第2項・法附則第5条第1項(第3項)の規定による変更の手続を行うとき

- ※ 「大規模小売店舗の新設をする日」
「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」
「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」
「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」の変更が該当します。

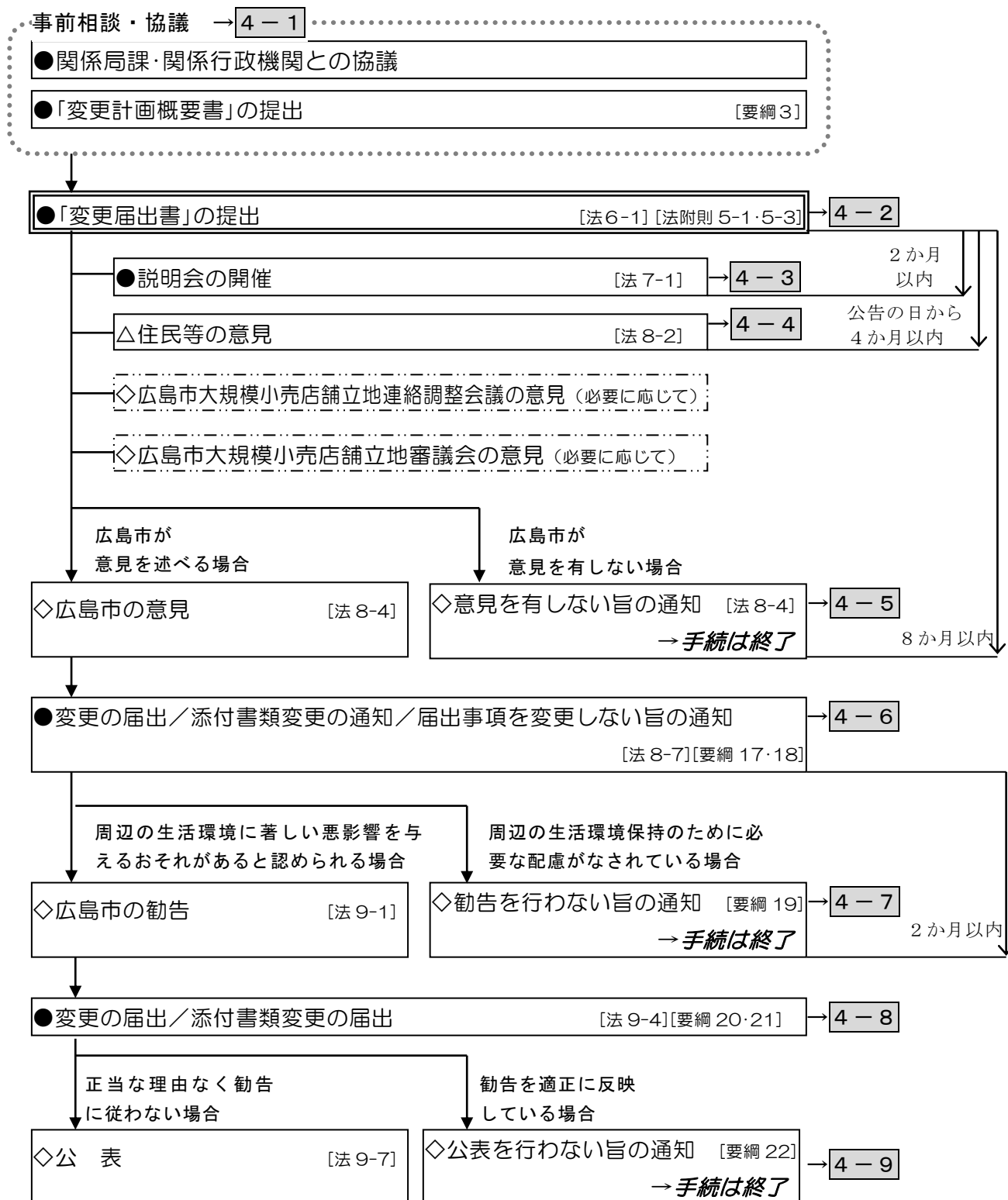
手続の流れ

大店法に基づいて開店している大規模小売店舗の手続について

- 4-1 事前相談・協議
- 5-2 変更届出書(大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書)
 - 4-3 説明会の開催
 - 4-4 住民等の意見
 - 4-5 広島市の意見／意見を有しない旨の通知
- 4-6 変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知
 - 4-7 広島市の勧告／勧告を行わない旨の通知
 - 4-8 変更の届出／添付書類変更の届出
 - 4-9 公表／公表を行わない旨の通知
- 4-10 軽微な変更／説明会を掲示に代える変更について
 - 4-11 届出の取下げ
 - 4-12 報告及び調査

手続の流れ

に各手続きについての解説が掲載されています。



(注) ●—大規模小売店舗設置者が行う手続

◇—広島市が行う手続

△—その他の手続

※ 法第6条第4項ただし書の規定による「軽微な変更(8か月制限の除外規定)」、施行規則第11条第2項の規定による「説明会を掲示に代える変更」として手続を進める場合は、法第6条第2項の届出を行う前に市の認定手続が必要となります。

大店法に基づいて開店している大規模小売店舗の手続について

大店法に基づく届出・調整を行い、法施行時（平成12年6月1日）に既に開店している大規模小売店舗及び平成13年1月末までに開店・増床などの変更を行った大規模小売店舗、法施行時に既に開店している生協、農協等の営利を目的としない店舗（以下「既存店」といいます。）は、法施行時に法に基づく手続を行う必要はありません。〔法附則4〕〔法附則5-2〕

既存店の変更で、最初に行う変更の手続は、次のとおりです。〔法附則5-1〕〔法附則5-3〕

(1) 法に基づく手続が必要となる変更

既存店が法施行後、初めて次の変更を行おうとするときには、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合を含みます。）の規定による届出が必要です。

◇大規模小売店舗内の店舗面積の合計	〔法5-1(4)〕
◇大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	〔法5-1(5)〕
◇大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	〔法5-1(6)〕

※ 既存店については、法附則第5条第1項（第3項）の規定による届出を行った時点で法の枠組みに組み込まれるため、法第6条第2項ただし書（届出を要さない変更→4-1）の規定は適用されません。

※ 既存店については、「大規模小売店舗の名称、所在地（土地登記簿上の地番の形式的な変更等によるもの）」又は「大規模小売店舗の設置者・小売業者の氏名（名称）、住所、代表者氏名（法人の場合）」のみの変更（店舗面積、施設の配置、施設の運営方法の変更を伴わない場合に限ります。）を行う場合、法に基づく届出の必要はありません。

(2) 届出事項

法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更の届出の際、変更しようとする事項のほか、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で変更しない事項についても届出を行うことになっています。〔法附則5-1〕

(3) 手続の流れ

法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更の届出は、法第6条第2項の規定による届出とみなされます。〔法附則5-4〕

このため、変更の手続は、法第6条第2項の規定による変更の手続と同様の流れで行うことになります。

※ 法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更の届出の場合においても、変更計画概要書の作成をお願いしています。→4-1参照

※ 法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更の届出のうち、変更事項以外の事項については説明会、住民等の意見等一連の手続の対象となりません。〔法附則5-5〕

(4) 法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更後に届出事項の変更を行おうとするとき

法附則第5条第1項（第3項）の規定による変更の届出に係る手続を終了し、届出事項の変更を行った後に、さらに届出事項の変更を行おうとするときには、法第6条第1項又は第2項の規定による手続を行うことになります。

4-1 事前相談・協議 ～法に基づく手続が円滑に行われるよう、事前の相談・協議をお願いしています。

(1) 事前相談・協議

[要綱 3]

法の届出事項の変更を予定している場合は、計画段階等の早い時期から経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課に事前相談を行っていただくようお願いします。

また、本市関係課・関係行政機関において計画内容に関する協議・調整を行ってください。その際、必要なデータの提供をお願いすることがあります。[要綱 3-5]

これは、届出前に関連法令・条例等との整合性を図り、届出後の手続途上での計画内容の変更を可能な限り避けるためのものです。(届出後、変更する必要がある場合、変更内容によっては、別途変更の届出・手続が必要となる場合があります。)

※ 店舗面積を増床する場合には、大規模小売店舗立地法に基づく届出の前に、広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（平成21年（2009年）4月1日施行）に基づく出店計画書の提出をお願いしています。また、変更事項の内容にかかわらず、変更の届出を行う場合には、地域貢献計画書の提出をお願いしています。詳しくは、同ガイドラインを御覧ください。

(2) 「変更計画概要書」の提出

[要綱 3]

大規模小売店舗の変更計画について、法に基づく手続を迅速に進めるため、変更計画概要書の提出をお願いしています。[要綱 3-1]

事前協議を進めながら、変更計画概要書を作成してください。

変更計画概要書は、原則20部提出してください。[要綱 3-3]

変更計画概要書は、本市関係課・関係行政機関に送付し、変更計画に対する意見を照会します。意見がある場合には、それらを取りまとめ、提出者に送付します。提出者は、それら意見に対する対応策について検討し、回答をお願いします。[要綱 3-6]

※ 変更計画概要書の各記載事項については、「7 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領」を参照してください。

(3) 軽微な変更／説明会を開催する必要のない変更について

[法 6-4][施行規則 8][施行規則 11-2][要綱 7・9]

法第6条第4項ただし書の規定による「軽微な変更(8か月制限の除外規定)」、施行規則第11条第2項の規定による「説明会を掲示に代える変更」(説明会を開催する必要のない変更)として手続を進める場合には、軽微な変更又は説明会を掲示に代える変更の「申出書」を、事前に提出する必要があります。→4-10参照

軽微な変更：店舗に附属する施設^{*}の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前と比べて変化しないと認められるものです。

※ 駐車場、駐輪場、荷さばき施設及び廃棄物等の保管施設

説明会を掲示に代える変更：法第6条第2項の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認められるものです。

法第 6 条第 2 項ただし書の規定による、変更届出書の提出を要さない変更は、次のとおりです。

- 1 大規模小売店舗の新設をする日の「繰り下げ」をする場合
- 2 「意見を有しない旨の通知」を受けたのちに、新設をする日の「繰り上げ」をする場合
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- 4 店舗面積の増加で、増加部分の面積が「1 割以下」の場合(それまでの届出面積が 10,000 m²以下の場合)
- 5 店舗面積の増加で、「1,000 m²以下」の増加の場合(それまでの届出面積が 10,000 m²以上の場合)
- 6 駐車場又は駐輪場の収容台数の「増加」をする場合
- 7 荷さばき施設の面積の「増加」をする場合
- 8 廃棄物等の保管施設の容量の「増加」をする場合
- 9 開店時刻の「繰り下げ」又は閉店時刻の「繰り上げ」をする場合
- 10 災害、店舗付近の道路工事等により「一時的に」変更を行う場合

※ 法附則第 5 条第 1 項(第 3 項)の規定による変更の場合、上記に該当する場合も届出が必要で
す。→32 ページ参照

4-2 | 変更届出書（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）

(1) 届出書・添付書類等

[法 6-2][法附則 5-1][法附則 5-3][施行規則 7-2][施行規則 20][要綱 4]

◇届出書

様式[施行規則様式第 3][施行規則様式第 8]により、法及び施行規則に基づく「届出事項」のうち変更する事項を記載し、届出書を作成してください。

また、届出書には「添付書類」を添付する必要があります。[法 5-2][法 6-3]

◇添付書類等

法及び施行規則に基づく「添付書類」のうち、変更となるもの(次ページを参照してください。)を、施行規則第 4 条第 1 項第 1 号から順にまとめてください。

また、指針に基づき配慮する事項について、変更となるものを記載した資料を添付してください。

◇提出部数

届出書・添付書類等の提出部数は、原則として正本 1 部、副本 3 部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本 1 部を追加します。[要綱 4-1(2)(3)(7)]

届出があったときは、届出事項の概要等を公告するとともに、届出書・添付書類等を公告の日から 4 か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法 6-3][要綱 5-6-1・2]

◇届出の周知

届出の概要を次の方法により周知してください。

[要綱 6-4]

- ・ 大規模小売店舗の敷地内又は店舗内の見やすい場所に掲示する。
- ・ 大規模小売店舗の所在地の周辺の町内会その他地縁による団体に知らせる。
- ・ その他市長が適当と認める方法

◇変更の制限

「大規模小売店舗の新設をする日」、「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」、「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」の変更の場合、届出書提出後 8 か月は届出事項の変更をすることができません。[法 6-4]

※ 広島市が法第 6 条第 4 項ただし書の規定による軽微な変更と認めたものについては、届出書提出後 8 か月を経過しなくても届出事項の変更を行うことができます。(事前に「軽微変更適用申出書」の提出が必要となります。)->4-10参照

＜参考＞変更事項別・必要添付書類一覧(一例であり、立地場所、変更内容により変わることがあります。届出前に経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課まで御相談ください。)

◎ー原則として添付が必要となる書類

○ー変更内容により添付が必要となる可能性のある書類を示します。

変更事項 必要な添付書類（規則第 4 条第 1 項）	大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	駐車場の位置の変更	駐車場の収容台数の減少	荷さばき施設の位置の変更	荷さばき施設の面積の減少	廃棄物等の保管施設の位置の変更	廃棄物等の保管施設の容量の減少	開店時刻の繰り上げ／閉店時刻の繰り下げ	駐車場の利用することができる時間帯の変更	駐車場の出入口の数・位置の変更	荷さばき施設における荷さばき作業可能時間帯の変更
1 法人にあってはその登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し													
2 主として販売する物品の種類	◎												
3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	◎	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	◎		◎							○	○		
5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	◎	◎	◎								○	◎	
6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	◎	◎	◎								○	◎	
7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	○					◎	◎			○			◎
8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	○									◎			
10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	◎	◎	◎			◎	○	◎	○	◎	◎	○	◎
11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及び算出根拠	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	◎							○	◎	○			

※ 届出書・添付書類等の各記載項目及び留意点については、「7 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領」を参照してください。

(1) 説明会の開催方法

[法7][施行規則11-1]

大規模小売店舗設置者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催しなければなりません。

「大規模小売店舗の運営方法に関する事項」については、変更の8か月制限はなく、届出後すぐに変更することができますが、変更する前に説明会を開催するようお願いします。[要綱8-6]

説明会の開催方法については、次のとおりです。

会 場	当該大規模小売店舗の所在する区内で、店舗の所在地に近く相当な人数を収容できる施設にて開催してください。[要綱8-1] 〔市境店舗の場合、会場の選定に当たっては、店舗周辺の他市町域住民の参加の便も配慮してください。〕
開催日時	住民等が参加しやすい平日の夜間、土曜日、日曜日又は休日開催してください。[要綱8-1]
開催回数	原則 1 回の開催ですが、周辺に与える影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と市が認める場合は、3 回を限度として開催回数を指定します。その回数の基準は次のとおりです。[要綱8-2] ① 当該大規模小売店舗の営業時間又は荷さばきを行う時間帯が22時から翌6時までの時間帯に及ぶもの 2回 ② このほか、特に市長が必要と認めた場合 3回以内
配付資料	- 配付資料には、届出事項を必ず掲載し、添付資料及び指針配慮事項については、適宜掲載してください。また、届出書の縦覧場所・縦覧期間を掲載してください。 - 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、届出の公告の日から4か月以内に広島市に意見書を提出できることを、配付資料に記載するなど、その周知に努めてください。[要綱8-5] 〔記載例〕 - 届出書の縦覧 届出書は次の場所で縦覧しています。 縦覧場所：広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 (中区国泰寺町一丁目6番34号) 〇〇区役所区政調整課(住所) 縦覧期間：令和〇年(202〇年)〇月〇日～令和〇年(202〇年)〇月〇日 (月曜日～金曜日(祝日、8月6日、12月29日～1月3日を除く。))の8時30分～17時15分) - 意見書の提出 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する人は、広島市に意見書を提出することができます。なお、意見書の様式は広島市ホームページに掲載されています。ホームページをご覧になる環境にない方については、広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課までご連絡ください。

	広島市ホームページ トップページ＞事業者向け情報＞産業振興＞企業誘致・創業推進＞大規模 小売店舗立地法＞大規模小売店舗立地法について 提出場所：広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 （中区国泰寺町一丁目6番34号） 提出期間：令和〇年(202〇年)〇月〇日～令和〇年(202〇年)〇月〇日 縦覧及び意見書の提出に関するお問い合わせ 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課（中区国泰寺町一丁目6番34号） TEL (082)504-2241 FAX (082)504-2259
--	--

(2) 説明会開催の公告

[規則 12][要綱 10]

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。

方 法	① 日刊新聞紙への案内掲載又は案内チラシの折込 大規模小売店舗の敷地境界から半径 1 キロメートルの範囲で購読される日刊新聞紙5紙に開催の案内を掲載又は案内チラシの折込などにより行ってください。 なお、地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の公告範囲を拡げるようお願いすることがあります。 ② 掲示板の設置 店舗敷地内の見やすい場所に、掲示板を設置し、周知してください。 ③ 店舗周辺住民への通知 店舗周辺に居住する住民には、直接通知するなどの配慮をお願いします。 [要綱 10-1・2・4・5]
周知内容	次の事項を周知してください。[法 7-2][要綱 10-3] ① 大規模小売店舗の名称及び所在地 ② 説明会開催日・場所 ③ 大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ④ 変更を行う日 ⑤ 届出の概要 ⑥ 説明会に係る問い合わせ先

(3) 「説明会開催計画書」の提出

[要綱 8-4]

説明会開催の公告を行う前に、説明会の開催計画をまとめた「説明会開催計画書」[要綱様式第 4]の提出をお願いします。

(4) 「説明会実施状況報告書」の提出

[要綱 12]

説明会の開催後、14日以内に、説明会の開催状況をまとめた「説明会実施状況報告書」[要綱様式第 9]の提出をお願いします。同報告書には、公告の実施状況を証する書類及び説明会で出席者に配付した資料を添付してください。

なお、同報告書は、経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課で閲覧に供します。

(5) 説明会を掲示に代える変更の場合

[施行規則 11-2][要綱 9]

広島市が施行規則第 11 条第 2 項の規定により、「説明会を掲示に代える変更」として認めた場合は、次の方法により掲示を行ってください。

公 告	掲示を行う場合も、掲示を行うことについての「公告」を行ってください。公告の方法については、経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課に御相談ください。 [要綱 9-5]
掲示方法	次に掲げる方法により行ってください。 ① 店舗内に届出書及び添付資料等を設置し、来店客等が閲覧できるようにしてください。 ② 来店客用の出入口及び①の閲覧場所の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより行ってください。
掲示期間	「変更届出書」の縦覧期間中(届出の公告の日から 4 か月間)掲示します。

※ 事前に「説明会を掲示に代える申出書」の提出が必要となります。→4-10参照

※ 上記の方法により掲示を行う場合についても、(4)の「説明会実施状況報告書」の提出をお願いします。その際には、公告の実施状況を証する書類及び掲示における掲示物を添付してください。[要綱 12]

(6) 説明会が開催できないとき

[法 7-4][施行規則 13][要綱 11]

施行規則第 13 条第 1 項に規定する事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議し、「説明会開催不能申出書」[要綱様式第 7]を提出してください。

説明会を開催することができないと認められた場合、「(2) 説明会開催の公告」の「方法」により、周知してください。

また、周知を行った場合、説明会実施状況報告書（周知の内容を記載した資料添付）を提出してください（「(4) 説明会実施状況報告書の提出」参照）。

4-4 住民等の意見

住民その他、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために大規模小売店舗設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告のあった日から4か月以内に、広島市に対して意見を述べるができます。[法 8-2]

意見は、意見書[要綱様式第 10]を広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課あてに持参、郵送、ファクシミリなどの方法で提出することにより行います。[要綱 13]

述べられた意見は、その概要を公告するとともに、意見書を公告の日から 1 か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。[法 8-3] [要綱 5・6-1・2]

大規模小売店舗設置者には、意見書の写しを送付しますので、意見書への対応策を検討し、検討結果の提出をお願いします。[要綱 13-3・5]

4-5**広島市の意見／意見を有しない旨の通知**

広島市は、変更届出書の提出から 8 か月以内に、提出された届出書・添付書類等の内容をもとに、住民等の意見〔4-4〕、指針を考慮し、広島市の意見〔法 8-4〕の有無及び内容の決定をします。

届出事項の変更の内容によっては、意見の有無及び内容の決定に先立って、市関係課・警察等関係行政機関による大規模小売店舗立地連絡調整会議及び学識経験者による大規模小売店舗立地審議会を開催しますので、大規模小売店舗設置者の出席をお願いします。

(1) 広島市の意見

〔法 8-4〕

広島市が意見を述べる場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について」〔要綱様式第 11〕により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。〔要綱 16〕

また、広島市の意見は、その概要を公告するとともに、公告の日から 1 か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。〔法 8-6〕〔要綱 5・6-1・2〕

(2) 意見を有しない旨の通知

〔法 8-4〕

広島市が意見を有しない場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について」〔要綱様式第 12〕により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。〔要綱 16〕

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、大規模小売店舗設置者は「変更届出書」の提出の日から 8 か月以内であっても変更を行うことができます。〔法 8-5〕

4-6**届出事項変更の届出／添付書類変更の通知／届出事項を変更しない旨の通知**

広島市の意見の通知を受けた場合、大規模小売店舗設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)～(3)のいずれかの方法により広島市に対して必要な届出又は通知を行います。

◇提出部数 : 届出書・通知書・添付書類等の提出部数は、原則として正本 1 部、副本 3 部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本 1 部を追加します。〔要綱 4-1 (4) (5)・17-2〕

◇開店／変更の制限 : 届出・通知後 2 か月間は大規模小売店舗の開店又は変更をすることができません。〔法 8-9〕

(1) 届出事項変更の届出

〔法 8-7〕

再検討の結果、届出事項〔法 5-1〕〔施行規則 3〕に掲げる各項目を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第 5〕を提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類〔施行規則 4-1〕に掲げる各項目の記載内容が変更となる場合は、変更前及び変更後の当該添付書類も併せて提出してください。〔法 8-8〕

届出事項変更の届出があったときは、その概要等を公告するとともに、公告の日から 4 か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。〔法 8-8〕〔要綱 5・6-1・2〕

(2) 添付書類変更の通知

[要綱 17]

再検討の結果、届出事項([法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目)を変更せず、添付書類([施行規則 4-1]に掲げる各項目)のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」[要綱様式第 13]に、変更前及び変更後の当該添付書類を添えて提出してください。[要綱 17-1]

※ 「添付書類変更通知書」の提出に当たっては、届出事項を変更しなくても、広島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※ 添付書類変更の通知は、届出事項の変更とならないため、法の上では「届出事項を変更しない旨の通知」[法 8-7]の扱いとなります。

(3) 届出事項を変更しない旨の通知

[法 8-7][要綱 18]

再検討の結果、届出事項([法 5-1][施行規則 3]に掲げる各項目)・添付書類([施行規則 4-1]に掲げる各項目)ともに変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」[要綱様式第 14]を提出してください。[要綱 18-1]

なお、通知書には、届出事項・添付書類の変更を行わなくても当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。[要綱 18-2]

※ 「届出事項を変更しない旨の通知書」の提出に当たっては、広島市の意見の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

4-7 広島市の勧告／勧告を行わない旨の通知

広島市は、**4-6**の届出・通知のあった日から 2 か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類等の内容をもとに、指針を考慮し、広島市の勧告[法 9-1]の有無及び内容の決定をします。

(1) 広島市の勧告

[法 9-1]

広島市が勧告を行う場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について」[要綱様式第 15]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 19]

また、広島市の勧告は、その内容を公告するとともに、市のホームページに掲載します。

[法 9-3][要綱 5]

(2) 勧告を行わない旨の通知

[要綱 19]

広島市が勧告を行わない場合、「大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について」[要綱様式第 16]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。

勧告を行わない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続きは終了し、大規模小売店舗設置者は**4-6**の届出・通知を行った日から 2 か月経過後に変更することができます。

4-8 届出事項変更の届出／添付書類変更の届出

広島市の勧告の通知を受けた場合、大規模小売店舗設置者は、出店計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)・(2)いずれかの方法により広島市に対して必要な届出を行います。

◇提出部数：届出書・添付書類の提出部数は、原則として正本1部、副本3部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本1部を追加します。〔要綱 4-1(6)〕

◇届出・通知・連絡の期限

大規模小売店舗設置者は、広島市から勧告を受けた場合は、勧告を行った日から2か月以内に(1)・(2)の届出・通知を行うか、届出・通知が間に合わないときは経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課までその旨の連絡を書面により行ってください。〔要綱 20・21〕

2か月を経過しても届出等がない場合、広島市の勧告に従わないものとみなし、公表に向けた手続きに入ることになります。〔要綱 23〕

(1) 届出事項変更の届出

〔法 9-4〕

再検討の結果、届出事項〔法 5-1〕〔施行規則 3〕に掲げる各項目)を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〔施行規則様式第 6〕を提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類〔施行規則 4-1〕に掲げる各項目)の記載内容が変更となる場合、変更前及び変更後の当該添付書類も併せて提出してください。〔法 9-5〕

届出事項変更の届出があったときは、その概要等を公告するとともに、公告の日から4か月間縦覧に供します。また、公告の内容を市のホームページに掲載します。

〔法 9-5〕〔要綱 5・6-1・2〕

(2) 添付書類変更の通知

〔要綱 20〕

再検討の結果、届出事項〔法 5-1〕〔施行規則 3〕に掲げる各項目)を変更せず、添付書類〔施行規則 4-1〕に掲げる各項目)のみを変更する場合は、「添付書類変更通知書」〔要綱様式第 17〕を作成し、変更前及び変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※ 「添付書類変更通知書」の提出に当たっては、届出事項を変更しなくても、広島市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

4-9 | 公表／公表を行わない旨の通知

広島市は、提出された「4-8」の届出書(添付書類変更の通知書を含みます)・添付書類等の内容をもとに、広島市の勧告[法 9-1]を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無の決定をします。

(1) 広島市の勧告を適正に反映している旨の通知(公表を行わない旨の通知) [要綱 22]

「4-8」の届出の内容が広島市の勧告を適正に反映している場合は、「広島市の勧告に対する届出について」[要綱様式第 18]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。

勧告を適正に反映している旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了します。

(2) 公表 [法 9-7][要綱 23・24]

◇意見の聴取

「4-8」の届出の内容が広島市の勧告を適正に反映していない又は「4-8」の届出を行わないなどにより広島市の勧告に従わない場合、大規模小売店舗設置者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに(回答期限を設けた場合は期限までに)回答してください。[要綱 23-2]

※ 大規模小売店舗設置者が正当な理由なく意見の聴取に応じない又は大規模小売店舗設置者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

◇公表の決定

広島市は、「4-8」の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表[法 9-7]の有無の決定をします。[要綱 23-3]

広島市が公表を行う場合、「広島市の勧告に従わなかった旨の公表について」[要綱様式第 19]により大規模小売店舗設置者にその旨を通知します。[要綱 23-4]

広島市による公表は、[要綱様式第 20]により、次の方法で行います。[要綱 24-1・2]

- ・ 市役所及び店舗の所在する区役所の掲示場への掲示
- ・ 広島市報による公告
- ・ 報道機関等への資料提供
- ・ その他市長が適当と認める方法

◇公表後、勧告に係る届出事項の変更の届出を行った場合[要綱 24-3]

公表後、勧告に係る届出事項の変更に係る届出が行われ、その内容が勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、報道機関への資料配付その他市長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表します。

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しない（ほとんどない）変更については、法に基づく手続を軽減する規定があります。

◇**軽微な変更**—法第6条第4項「当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。」の適用を除外され、市が認めた時点で変更が可能となります。

対象：店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと広島市が認めるもの〔施行規則8〕

◇**説明会を掲示に代える変更**—説明会の開催を、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより代えることができます。

対象：大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要がないと広島市が認めるもの〔施行規則11-2〕

(1) 軽微な変更又は説明会を掲示に代える変更の届出後の手続内容

広島市が軽微な変更又は説明会を掲示に代える変更と認めた場合、届出後の手続は次のとおりとなります。

区 分	通常の手続	軽微な変更	説明会を掲示に代える変更
8か月制限〔法6-4〕	あり	なし	あり
説明会の開催 4-3	開催	不要	掲示
住民等の意見 4-4	あり	あり	あり
広島市の意見又は意見を有しない旨の通知 4-5	あり	なし	あり
広島市の意見以降の手続	あり	なし	あり

(2) 軽微な変更の手続

[要綱7]

軽微な変更として手続を行うには、広島市が軽微な変更として認めるための手続が必要です。

◇軽微変更適用申出書

軽微な変更として手続を行おうとするときは、届出前に「軽微変更適用申出書」〔要綱様式第1〕を提出する必要があります。〔要綱7-1〕

※ 「軽微変更適用申出書」の提出に当たり、申出書にその変更が「軽微な変更である（周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しない）」ことを証する資料を添付してください。〔要綱7-2〕

◇軽微変更適用承認・不承認通知

広島市は、上記の申出内容を審査し、軽微な変更に該当すると認める(認めない)ことに決定したときは、「軽微変更適用承認・不承認通知書」[要綱様式第2]により大規模小売店舗設置者に通知します。[要綱 7-3]

軽微な変更として認めた場合、法第6条第2項の規定による変更届出書を受理したときに「軽微な変更」として取り扱い、「軽微変更適用申出書」及び添付資料を変更届出書とともに縦覧に供します。[要綱 7-4]

軽微な変更として認めない場合、大規模小売店舗設置者は通常の変更手続が必要となります。

(3) 説明会を掲示に代える変更の手続

[要綱 9]

説明会を掲示に代える変更として手続を行うには、広島市が説明会を掲示に代える変更として認めるための手続が必要です。

◇説明会を掲示に代える申出書

説明会を掲示に代える変更として手続を行おうとするときは、届出前に「説明会を掲示に代える申出書」[要綱様式第5]を提出する必要があります。[要綱 9-1]

※ 「説明会を掲示に代える申出書」の提出に当たり、申出書にその変更が「説明会を掲示に代えることができる(周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない)」ことを証する資料を添付してください。[要綱 9-2]

◇説明会を掲示に代える承認・不承認通知

広島市は、上記の申出内容を審査し、説明会を掲示に代える変更に該当すると認める(認めない)ことに決定したときは、「説明会を掲示に代える承認・不承認通知書」[要綱様式第6]により大規模小売店舗設置者に通知します。[要綱 9-3]

説明会を掲示に代える変更として認めた場合、法第6条第2項の規定による変更届出書を受理したときに「説明会を掲示に代える変更」として取り扱い、「説明会を掲示に代える申出書」及び添付資料を変更届出書とともに縦覧に供します。[要綱 9-4]

説明会を掲示に代える変更として認めない場合、大規模小売店舗設置者は通常の説明会を開催することになります。

※ 説明会の開催を掲示に代える場合においても、「説明会実施状況報告書」の提出が必要です。

4-11 | 届出の取下げ

届出後、法に基づく手続が終了する前に変更を取り止める場合は、「届出取下書」[要綱様式第21]を提出してください。[要綱 25]

(1) 法第 14 条の規定による報告

[法 14] [要綱 26-1]

法第 14 条の規定による報告をお願いした場合には、期限内の報告をお願いします。

(2) 変更した日の報告

[要綱 26-2]

届出事項を変更した後、「大規模小売店舗の変更報告書」[要綱様式第 22]により、変更した日の報告をお願いします。

5 その他の手続（大規模小売店舗の廃止の手続・承継の手続）を行うとき

手続の流れ

5-1 大規模小売店舗の廃止の手続

5-2 承継の手続

手続の流れ

に各手続きについての解説が掲載されています。

大規模小売店舗の廃止の届出 → 5-1

●事前相談・協議

●「大規模小売店舗廃止届出書」の提出

[法 6-5]

承継の手続 → 5-2

●事前相談・協議

●「承継届出書」の提出

[法 11-3]

(注) ●—大規模小売店舗設置者が行う手続

5-1 大規模小売店舗の廃止の手続

(1) 事前相談・協議

法第 6 条第 5 項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出を行おうとする場合、法に基づく届出を行う前に、経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課まで御相談ください。

※ 変更計画概要書を提出していただく必要はありません。

(2) 大規模小売店舗廃止届出書

[法 6-5][施行規則 9]

届出書の様式[施行規則様式第 4]に従って届出書を作成してください。

◇提出部数 : 届出書の提出部数は、正本及び副本各 1 部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本 1 部を追加します。[要綱 4-3(1)]

※ 届出の公告（広島市が行います。）をもって手続は終了となります。

5-2 承継の手続

(1) 事前相談・協議

法第 11 条第 3 項の規定による承継の届出を行おうとする場合、法に基づく届出を行う前に、経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課まで御相談ください。

※ 変更計画概要書を提出していただく必要はありません。

(2) 承継届出書

[法 11-3][施行規則 19]

届出書の様式[施行規則様式第 7]に従って届出書を作成してください。

◇提出部数 : 届出書の提出部数は、正本 1 部、副本 1 部とします。ただし、「市境店舗」の場合は、副本 1 部を追加します。[要綱 4-3(2)]

※ 届出をもって手続は終了となります。

6 広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)の運用に関し、必要な事務処理について定め、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この要綱において、「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に広島市以外の市又は町の区域を含むものをいう。

(事前協議)

第3条 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をする者に対して、必要に応じて、事前に出店計画概要書又は変更計画概要書(以下「計画概要書」という。)を提出させ、協議を求めるものとする。

2 計画概要書の様式は別に定める。

3 計画概要書の提出部数は原則として20部とする。

4 市長は、計画概要書が提出されたときは、広島県警、当該大規模小売店舗が所在する所轄警察署及び道路管理者等へ交通協議の協力を求めるものとする。

5 市長は、交通協議の実施に際し、計画概要書を提出した者に対して、関係行政機関との個別協議、必要なデータの収集及び作成を求めるものとする。

6 市長は、計画概要書が関係法令、指針等に適合するように、当該計画概要書を提出した者に対して、必要な指導及び助言を行い、それらの指導及び助言に基づいて講じる措置についての報告を求めるものとする。

(大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第4条 次の各号に掲げる届出又は通知に係る書類若しくは添付すべき書類の提出部数は、原則として正本1部及び副本39部とする。ただし、市境店舗の場合は、副本1部を追加するものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第5条第2項(第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)の規定による添付すべき書類(以下「添付書類」という。)

(3) 法第6条第2項の規定による届出

(4) 法第8条第7項の規定による届出

(5) 法第8条第7項の規定による通知

(6) 法第9条第4項の規定による届出

(7) 法附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出

2 市長は、前項第1号及び第3号から第7号までの届出又は通知に係る書類を提出する者に対し、指針に基づき配慮する事項を記載した書類の提出を求めるものとし、提出部数は、前項の規定による部数とする。

3 法第6条第1項の規定による届出に係る書類の提出部数は、原則として正本1部及び副本3部とする。ただし、市境店舗の場合は、副本1部を追加するものとする。

4 次の各号に掲げる届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各1部とする。ただし、市境店

舗の場合は、副本1部を追加するものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出

5 市長は、法第5条第1項、第6条第1項、第6条第2項、第6条第5項、第11条第3項及び附則第5条第1項の届出があったときは、必要に応じ、届出に係る商工会議所又は商工会その他関連すると認められる団体に、届出に係る書類、添付書類及び指針に基づき配慮する事項を記載した書類（以下「届出書等」という。）の副本を送付することができる。

6 市長は、市境店舗に係る届出があったときは、当該市町に、届出書等の副本を送付するものとする。

（届出等の公告）

第5条 法第5条第3項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、第6条第6項、第8条第3項、第8条第6項及び第9条第3項の規定による公告は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在する区の区役所の掲示場への掲示並びに告示をもって行うものとする。

（届出等の縦覧・周知）

第6条 法第5条第3項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）、第8条第3項及び同条第6項の規定による縦覧は、次の各号に掲げる場所で行うものとする。

- (1) 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 大規模小売店舗の所在する区の区政調整課
- (3) その他市長が必要と認める場所

2 前項の縦覧に供する日及び時間は、前項の施設の開庁日及び開庁時間内とする。

3 市長は、指針に基づき配慮する事項を記載した書類を、当該届出又は通知に係る書類と併せて縦覧に供するものとする。

4 市長は、届出をした者に対して、当該届出の概要を、次の各号に掲げる方法において周知することを求めるものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の敷地内又は大規模小売店舗内の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 当該大規模小売店舗の所在地の周辺の町内会その他地縁による団体に知らせること。
- (3) その他市長が適当と認める方法

（軽微な変更）

第7条 市長は、法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として第6条第2項及び附則第5条第1項に規定による届出をする者に対して、事前に様式第1による軽微変更適用申出書の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申出書を提出する者に対して、当該申出書に届出が軽微変更であることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

3 市長は、第1項の申出書の提出があった場合は、当該届出が軽微変更該当すると認めること、又は認めないことを決定し、様式第2により、申出書を提出した者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により軽微変更と認めた変更に係る届出を受けたとき、軽微変更として取り扱うとともに、第1項の申出書及び第2項の資料を、当該届出書等と併せて縦覧に供するものとする。

（説明会の開催等）

第8条 法第7条第1項の規定による説明会（以下「説明会」という。）は、当該大規模小売店舗の所在地に近く、相当な人数を収容できる施設で、住民等が参加しやすい平日の夜間、土曜日、日曜日又は休日に開催するものとする。

2 施行規則第11条第1項ただし書により市長が必要と認める場合の開催回数は、次のとおりとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、当該大規模小売店舗の店舗面積の合計が6,000平方メートルを超えるもの 2回以上

(2) 法第5条第1項及び法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出に係る説明会であつて、当該大規模小売店舗の営業時間又は荷さばきを行う時間帯が22時から翌6時までの時間帯に及ぶもの 2回

(3) 前2号のほか、特に市長が必要と認める場合には、3回を上限として、市長が指定する回数

3 市長は、施行規則第11条第1項ただし書の規定による説明会が複数回必要と認める場合は、様式第3により、説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）にその回数を指定するものとする。

4 市長は、説明会開催者に対して、説明会の公告を行う前に、様式第4による説明会開催計画書の提出を求めるものとする。

5 市長は、説明会開催者に対して、説明会に参加した者に、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について、法第5条第3項の規定による公告の日から4月以内に法第8条第2項の意見書を本市に提出できることを説明会資料に記載するなど、その周知に努めるよう求めるものとする。

6 市長は、法第5条第1項第6号に掲げる事項に係る法第6条第2項及び附則第5条第1項の届出をした者に対して、当該変更在先立ち説明会を実施することを求めるものとする。

（説明会を掲示に代える場合）

第9条 市長は、施行規則第11条第2項の規定により説明会を掲示に代えることができる変更として法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出（軽微変更として市長が認めた届出を除く。）をする者に対して、事前に様式第5による説明会を掲示に代える申出書の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の申出書を提出する者に対して、当該申出書に届出が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないことを証する資料を添付するよう求めるものとする。

3 市長は、第1項の申出書の提出があった場合は、説明会を掲示に代えることができる変更該当すると認めること、又は認めないことを決定し、様式第6により、申出書を提出した者に通知するものとする。

4 前項の規定により説明会を掲示に代えることができる変更と認めた場合、施行規則第11条第2項の規定による掲示は、当該届出を行った日から4月間、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 当該大規模小売店舗内に当該届出書等を設置し一般の閲覧の用に供すること。

(2) 当該大規模小売店舗の来店客用の出入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することによりこれを行うこと。

5 市長は、前項の掲示を行う者に対して、当該掲示を行うことを公告するよう求めるものとする。

6 市長は、第3項の規定により説明会を掲示に代えることができる変更と認めた届出を受けたとき、第1項の申出書及び第2項の資料を、当該届出書等と併せて縦覧に供するものとする。

(説明会の公告方法)

第10条 法第7条第2項の規定による説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 大規模小売店舗の敷地境界から半径1キロメートル以内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙5紙に、説明会開催案内のちらしを折り込むこと。
- (2) 大規模小売店舗の敷地境界から半径1キロメートル以内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙5紙に、説明会開催案内を掲載すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適切と認める方法

2 市長は、前項において、地域の実情を勘案し、必要があると認める場合には、説明会の公告の範囲を拡げることができるものとする。

3 市長は、説明会開催者に対して、第1項の規定による公告の内容について、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めるものとする。

- (1) 当該大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 新設又は変更を行う日
- (4) 当該届出の概要
- (5) 当該説明会に係る問い合わせ先

4 市長は、説明会開催者に対して、第1項の規定による公告のほか、当該大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所に、前項に規定する事項を記載した掲示板を設置し周知するよう求めるものとする。

5 市長は、説明会開催者に対して、第1項及び第4項の規定による公告のほか、当該大規模小売店舗の所在地の周辺に居住する者に、説明会開催の通知を行うよう配慮を求めるものとする。

(説明会を開催することができないと認める場合)

第11条 市長は、説明会開催者からその責めに帰することができない事由により、既に公告した説明会を開催することができない旨の申出がある場合には、説明会開催者に対して様式第7による説明会開催不能申出書の提出を求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、必要に応じ、前項の申出書に説明会を開催することができないことを証する書面を添付するよう求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による説明会開催不能申出書の提出があった場合は、説明会を開催することができないと認めること、又は認めないことを決定し、様式第8により、説明会開催者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により説明会を開催することができないと認めた場合は、説明会開催者に対して、法第7条第4項の規定による周知について、第10条第1項、第4項及び第5項の規定に準じて行うよう求めるものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第12条 市長は、説明会が開催された場合(施行規則第11条第2項の規定による掲示及び法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。)には、説明会開催者に対して、説明会開催後14日以内に様式第9による説明会実施状況報告書(以下「報告書」という。)の提出を求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に法第7条第2項の規定による公告の実施状況

を証する書類及び当該説明会において出席者に配付した資料、第9条第4項の規定による掲示における掲示物及び掲示の状況を示す写真等又は法第7条第4項の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。

3 市長は、報告書を広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課において、閲覧に供するものとする。

4 市長は、報告書のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるもの等については、その全部又は一部について閲覧を行わないことができる。

(意見書の提出)

第13条 法第8条第2項の規定により広島市に意見を述べようとする者又は団体は、広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課に様式第10による意見書を持参、郵送、ファクシミリその他市長が適切と認める方法により提出するものとする。

2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(3) 意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項

(4) 意見の内容

3 市長は、法第8条第2項の規定による意見書の提出があった場合は、その写しを当該意見書に係る届出をした者に送付するものとする。

4 市長は、前項の規定により写しを送付する場合において、当該意見書のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるもの等については、その全部又は一部を除いて送付するものとする。

5 市長は、第3項の規定により写しの送付を受けた者に対して、意見書への対応を検討し報告するよう求めるものとする。

(意見の概要の報告)

第14条 市長は、前条により提出された意見書の概要を、別に設ける広島市大規模小売店舗立地審議会及び広島市大規模小売店舗立地連絡調整会議に報告するものとする。

(意見書の公告・縦覧)

第15条 市長は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるもの等については、その全部又は一部について同条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

(市の意見)

第16条 市長は、法第8条第4項の規定により市の意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、それぞれ様式第11又は様式第12によりその旨を当該届出をした者に通知するものとする。

(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)

第17条 市長は、法第8条第4項の規定による意見を述べた場合で、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更する者に対して、様式第13による添付書類変更通知書に変更前及び変更後の添付書類を添付し、提出するよう求めるものとする。

2 第1項の規定による通知は、法第8条第7項の通知とみなす。

(市の意見に対して変更しない旨の通知)

第18条 法第8条第7項の規定による通知は、様式第14により行うものとする。

2 市長は、前項の通知を行う者に対して、届出の変更を行わない場合にあっても当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態を回避することができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

(市の勧告)

第19条 市長は、法第9条第1項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を行う場合又は勧告を行わない場合は、それぞれ様式第15又は様式第16によりその旨を通知するものとする。

(市の勧告による添付書類の事項のみの変更)

第20条 市長は、勧告を行った場合で、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更者に対して、様式第17による添付書類変更通知書に変更前及び変更後の添付書類を添付し、提出するよう求めるものとする。

2 前項の添付書類変更通知書及び添付書類の提出部数は、原則として正本1部及び副本39部とする。ただし、市境店舗の場合は、副本1部を追加するものとする。

(市の勧告に対する変更の届出の期限)

第21条 市長は、勧告を受けた者に対して、勧告を行った日から原則として2月以内に同条第4項の届出（前条の通知を含む。以下同じ。）を行うよう求めるものとする。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第22条 市長は、法第9条第4項の規定による届出の内容が、勧告を適正に反映していると認められる場合には、様式第18により当該届出をした者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第23条 市長は、法第9条第4項の届出が正当な理由がなく第21条に規定する期限内に行われない場合は、当該勧告に従わないものとみなし、法第9条第7項の規定による公表（以下「公表」という。）について検討するものとする。

2 市長は、公表を行おうとする場合は、あらかじめ当該勧告に係る届出をした者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該勧告に係る届出をした者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき又は所在が不明で通知ができないときは、この限りでない。

3 市長は、公表を行うか否かを決定する場合は、前項の聴取の結果を考慮して行うものとする。

4 市長は、公表を行う場合は、様式第19により、当該勧告に係る届出をした者に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。

(公表の方法)

第24条 公表は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在する区の区役所の掲示場への掲示並びに告示をもって行うほか、報道機関等への資料提供その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公表する事項は、次の各号に掲げる事項とし、様式第20により行うものとする。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者
- (3) 公表の根拠及び理由
- (4) 勧告の内容
- (5) これまでの経緯
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、公表後に当該勧告に係る届出をした者が届出事項の変更の届出を行い、その内容が勧

告を適正に反映しているものであると認められる場合、報道機関への資料配付その他市長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表するものとする。

(届出の取下げ)

第25条 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出を受理した大規模小売店舗について、法に基づく手続が終了する前に新設又は変更を取り止める場合、当該届出をした者に対して、様式第21による届出取下書の提出を求めるものとする。

(報告)

第26条 法第14条各項の規定により市長に報告を求められた者は、市長が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

2 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出をした者が、当該大規模小売店舗の新設又は変更を行った場合は、速やかに新設した日又は変更した日について、様式第22による大規模小売店舗の新設（変更）報告書の提出を求めるものとする。

(関係団体等の意見の聴取)

第27条 市長は、法の運用に当たり、必要と認めるときは、商工会議所又は商工会その他関連すると認められる団体等の意見を求めるものとする。

(開店後の実態調査)

第28条 市長は、必要に応じ、届出をした者に対して、開店後における実態調査を行うことができる。

(その他)

第29条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第7条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

軽微変更適用申出書

年 月 日

（申出先）

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
の位置の変更
（変更前）
（変更後）

3 上記2の変更に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出を行おうとする年月日
年 月 日

4 変更する年月日
年 月 日

5 変更する理由

6 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更に該当する理由

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

軽微変更適用 承認・不承認 通知書

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として（承認する・承認しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定内容

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同条第4項ただし書の規定による軽微な変更として取り扱います。

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法に規定する通常の変更手続を行うものとします。

4 決定の理由

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

大規模小売店舗立地法の規定による説明会の開催回数について（通知）

年 月 日付けで届出のあった「(店舗名)」に関する大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の開催回数について、下記のとおり指定します。

記

説明会の開催回数：

様式第4（第8条第4項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会開催計画書

年 月 日

（あて先）
広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり提出します。

記

項 目		内 容
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
説明会の開催予定回数		回開催予定
説明会の周知方法		（方法、範囲、内容、公告日、掲示板設置場所、周辺住民への通知予定等）
第 1 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
第 2 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
第 3 回 説 明 会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分予定
	開催場所	
	説明予定者	他 名
その他特記事項		

備考 1 開催公告原稿、説明会の配付資料及び説明者名簿を添付してください。

2 記入欄が足りない場合は、別紙にて提出してください。

様式第 5 (第 9 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

説明会を掲示に代える申出書

年 月 日

(申出先)

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 上記 2 の変更に係る大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出を行おうとする年月日
年 月 日
- 4 変更する年月日
年 月 日
- 5 変更する理由
- 6 上記 2 の変更が説明会を掲示に代えることができる理由

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

説明会を掲示に代える 承認・不承認 通知書

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による説明会を掲示に代える変更として（承認する・承認しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更の内容

3 決定内容

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法施行規則第11条第2項の規定による説明会を掲示に代える変更として取り扱います。

☐ この通知に係る大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（附則第5条第1項及び同条第3項の規定による届出を含む。）については、同法第7条第1項に規定する通常の説明会を開催するものとします。

4 決定の理由

様式第7(第11条第1項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

説明会開催不能申出書

年 月 日

(申出先)

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会を開催することができない事由

☐ 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの(施行規則第13条第1項第1号)
(具体的な事由)

☐ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの(施行規則第13条第1項第2号)

(具体的な事由)

備考 1 説明会を開催することができない事由については、該当する項目の□にレ印をつけてください。

2 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。

広産企第 号
年 月 日

説明会開催不能 承認・不承認 通知書

様

広島市長

年 月 日付けで申出のありました下記の大規模小売店舗の説明会については、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会を開催することができない事由として（承認する・承認しない）ことに決定しましたので通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 決定内容

☐ この通知に関する 年 月 日開催(予定)の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による周知を行うものとして取り扱います。

なお、説明会に代わる周知について、広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第10条第1項、第4項及び第5項の規定に準じて行ってください。

☐ この通知に関する 年 月 日開催(予定)の説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する通常の説明会を開催するものとします。

なお、この通知の発行時点において当該説明会開催予定日を経過している場合は、改めて説明会を開催するものとします。また、必要により大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告を行ってください。

3 決定の理由

様式第9（第12条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

説明会実施状況報告書

年 月 日

（報告先）

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

項 目	内 容	
大規模小売店舗の 名称		
大規模小売店舗の 所在地		
説明会開催に当た っての協議状況		
説明会の周知方法	（方法、範囲、内容、公告日、掲示板設置場所、周辺住民への通知状況等）	
第1回説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
	説明者	他 名
	出席者	名
	議事の概要	
	陳述意見	
	陳述意見に 対する応答	
第2回説明会	（同 上）	
第3回説明会	（同 上）	
その他特記事項		

備考 説明会を周知した書類、当日配付した資料、掲示における掲示物及び掲示の状況を示す写真等又は法第7条第4項の規定による周知の内容を記載した資料を添付してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

(おもて)
意見書

年 月 日

広島市長 あて

(氏名又は名称及び団体にあつてはその代表者の氏名)
(住所)

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見を提出します。

なお、裏面の内容については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○ 意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のために配慮すべき事項」(交通・騒音・廃棄物関係など)についての意見をお書きください。
- 2 **おもて面(この面)は、公告・縦覧の対象とはなりませんので、必ず住所、氏名、団体の場合は団体名・代表者名を記入してください。**
- 3 うら面の意見の内容は、その理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告の日から 4 か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・
創業推進課
提出方法：持参、郵送、FAX(082-504-2259)

○ 届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定による届出書及び添付書類は、上記の場所及び大規模小売店舗が設置される区役所区政調整課で、その届出の公告から 4 か月間縦覧に供されます。

問い合わせ 広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 TEL 082-504-2241

※ 中傷を目的としたもの、公序良俗に反するものは、ご遠慮ください。

(公告・縦覧の対象から除かせていただきます。)

(うら)

意 見 書

提出者の住所	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください) 市 区 町
提出者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください)
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項(該当番号に○印を付けてください。)	1 交通関係 2 騒音関係 3 廃棄物関係 4 その他(街並みづくり等)
意見の内容	

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について（通知）

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定により、下記のとおり意見を述べますので、対応について御検討の上、変更の届出又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行うこととなります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容
- 3 変更の届出又は変更しない旨の通知の提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の意見について(通知)

年 月 日付けで届出のあった下記の大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称

- 2 大規模小売店舗の所在地

様式第 13 (第 17 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

添付書類変更通知書

年 月 日

(通知先)

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 17 条第 1 項の規定により、添付書類の変更に
ついて、次のとおり通知します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする添付書類の事項

3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及
び添付書類を変更する理由

様式第 1 4 (第 1 8 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

(通知先)
広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による広島市の意見を踏まえた届出事項の変更はしないので、同条第 7 項の規定により次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について（通知）

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により提出された届出（通知）の内容については、年 月 日付け広産企第 号で通知した本市の意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められますので、同法第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由なく、この勧告に従わないとき又は下記 4 に掲げる変更の届出の期限を過ぎて変更の届出が提出されないときは、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の理由
- 3 必要な措置の内容
- 4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみの場合を含む。）の提出期限
年 月 日

- 5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条各号に掲げる事項のみの場合を含む。）の提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

大規模小売店舗立地法の届出に対する広島市の勧告について(通知)

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出(通知)のあった
下記の大規模小売店舗については、同法第 9 条第 1 項の規定による勧告はいたしませんので通知し
ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地

様式第 17 (第 20 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

添付書類変更通知書

年 月 日

(通知先)

広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 20 条第 1 項の規定により、添付書類の変更に
ついて、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由及
び添付書類を変更する理由

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

広島市の勧告に対する届出について(通知)

年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により提出された下記の大規模小売店舗に関する届出の内容については、年 月 日付け広産企第 号で通知した本市の勧告を適正に反映しているものと認められますので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称

- 2 大規模小売店舗の所在地

広産企第 号
年 月 日

様

広島市長

広島市の勧告に従わなかった旨の公表について(通知)

年 月 日付け広産企第 号で通知した本市の勧告に対し、正当な理由なく従わなかったと認められるため、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により別紙のとおり公表しますので、あらかじめ通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の内容
別紙のとおり。

広島市告示第 号
 年 月 日

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 9 条第 1 項の規定により行った勧告に対し、
下記の者は正当な理由なく従わなかったので、同条第 7 項の規定により公表します。

広島市長

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 大規模小売店舗を設置する者

3 公表の根拠及び理由

大規模小売店舗立地法第 9 条第 1 項の規定により、 年 月 日付けで本市は届出事項
について変更すべき勧告を行ったが、 年 月 日現在、正当な理由なくこれに従わな
いため、同条第 7 項の規定によりその旨を公表するものである。

4 勧告の内容

5 これまでの経過

様式第 2 1 （第 2 5 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

届出取下書

年 月 日

（あて先）
広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（第 5 条第 1 項・第 6 条第 2 項・附則第 5 条第 1 項・附則第 5 条第 3 項）
の規定により 年 月 日付けで行った下記の大規模小売店舗の（新設・変更）届出を取り
下げるので、広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 2 5 条の規定により提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 取下げをする理由

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

大規模小売店舗の新設（変更）報告書

年 月 日

（報告先）
広島市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

広島市大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱第 2 6 条第 2 項の規定により、下記の事項について報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の新設（変更）した年月日

年 月 日

（変更の場合は変更を行った事項）

7 出店(変更)計画概要書・届出書等の記載要領

7-1 大規模小売店舗出店(変更)計画概要書

大規模小売店舗出店計画概要書

店舗の名称				所在地			
-------	--	--	--	-----	--	--	--

設置者の概要	氏名又は名称				代表者氏名 (法人の場合)			
	住 所							
	連絡先	電話番号				F A X 番号		

店舗施設の概要	立地場所の概要	敷地面積		m ²		用途地域							
		土地の権利状況		自己所有・賃借・定借・その他 ()		現在の利用状況							
		街並みづくり計画等の有無及びその内容		(地区計画、都市計画事業等)									
		建ぺい率		%		容 積 率		%		高さ制限		m	
		隣接地の用途現況											
	店舗の概要	建築面積		m ²		延べ面積		m ²		階 数			
		店舗面積		m ²		構 造							
		開店年月日				開店時刻				閉店時刻			
		主な小売業者 (業種・業態)		() () ()				その他テナント数					
		着工年月日				竣工年月日							
		店舗以外の主な施設及び延べ面積		:		m ²		:		m ²			

駐車場	形態別 駐車台数 (自走式、機械式等)		:		台		合 計		台	
			:		台		〔 駐車台数算出根拠 〕			
			:		台					
	出入口の数		箇所		駐車場利用時間帯		～			
	駐車待スペースの有無		有 ・ 無		発券機の有無		有 ・ 無			

駐輪台数		(うち自動二輪車等		台	駐輪台数の 算出根拠			
荷さばき施設の面積				m ²	荷さばき可 能時間帯	～		
廃 棄 物 関 連	種 類	紙 製	金属製	ガラス製	プラスチック製	生ごみ	その他可燃性	合 計
	保管施設容量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	減量化計画の有無	有（概略： ）・ 無						
騒 音 関 連	遮音壁の有無	有 ・ 無			冷却塔の有無	有 ・ 無		
	冷暖房設備の 室外機の有無	有 ・ 無			送風機の有無	有 ・ 無		
	早朝・夜間における騒音発生の有無					有 ・ 無		
そ の 他 配 慮 事 項 等	駐 車 場 の 充 足 な ど 交 通 に 係 る 事 項	有（概略： ）・ 無						
	歩 行 者 の 通 行 の 利 便 の 確 保 等	有（概略： ）・ 無						
	騒 音 の 発 生 に 係 る 事 項	有（概略： ）・ 無						
	防 災 ・ 防 犯 対 策 へ の 協 力	有（概略： ）・ 無						
	街 並 み づ く り 等 へ の 配 慮	(街並みづくり、緑化計画、屋外照明等の計画等) 有（概略： ）・ 無						

添付書類：周辺見取図、周辺道路形態・交通規制状況図、来退店誘導経路図、建物配置図、各階平面図、交通予測資料、騒音予測地点及び騒音発生源を示した図
(添付書類は、複数の図面を1つの図面に記載することも可能です。)

他法令関係調整状況表

事 項	当該計画 との関係 の有 無	許可・届出等状況						確認の 有 無
		検討中	事 前 協議中	申請・ 届出済	審査中	許 可	備 考	
都市計画区域内での開発許可 (都市計画法、市街地調整区域における大規模開発の取扱い方針)								
建築確認申請等 (建築基準法)								
駐車施設の設置届出 (駐車場法、駐車施設の附置等に関する条例)								
自転車等駐車場の設置届出(自転車等の放置の防止に関する条例)								
道路に関する工事の承認及び占用許可 (道路法)								
建築物等の景観協議 (要綱)								

※ 関係法令を空欄に追加し、必要事項を記載してください。

大規模小売店舗変更計画概要書

店舗の名称		所在地	
-------	--	-----	--

設置者の概要	氏名又は名称		代表者氏名 (法人の場合)				
	住 所						
	連絡先	電話番号	F A X 番号				
変更事項①	変更事項		変更年月日				
	変更前		変更後				
変更事項②	変更事項		変更年月日				
	変更前		変更後				
店舗施設の概要	立地場所の概要	敷地面積	m ²		用途地域		
		土地の権利状況	自己所有・賃借・定借・その他 ()				
		街並みづくり計画等の有無及びその内容	(地区計画、都市計画事業等)				
		建ぺい率	%	容 積 率	%	高さ制限	m
		隣接地の用途現況					
	店舗の概要	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	階 数	
		店舗面積	m ²	構 造			
		開店年月日		開店時刻		閉店時刻	
		主な小売業者 (業種・業態)	() () ()			その他テナント数	
		店舗以外の 主な施設 及び延べ面積	: m ²		: m ²		
	: m ²		: m ²				

駐 車 場	形態別 駐車台数 (自走式、機械式等)	： 台		合 計 台 〔駐車台数算出根拠〕				
		： 台						
		： 台						
	出入口の数	箇所	駐車場利用 時間帯	～				
	駐車待スペースの有無	有 ・ 無	発券機の 有無	有 ・ 無				
駐輪台数		台 (うち自動二輪車等 台)	駐輪台数の 算出根拠					
荷さばき施設の面積		m ²	荷さばき可能時間帯	～				
廃 棄 物 関 連	種 類	紙 製	金属製	ガラス製	プラスチック製	生ごみ	その他可燃性	合 計
	保管施設容量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
	減量化計画の有無	有 (概略：) ・ 無						
騒 音 関 連	遮音壁の有無	有 ・ 無		冷却塔の 有無	有 ・ 無			
	冷暖房設備の 室外機の有無	有 ・ 無		送風機の 有無	有 ・ 無			
	早朝・夜間における騒音発生の有無				有 ・ 無			
そ の 他 配 慮 事 項 等	駐車場の充足 など交通に係 る事項	有 (概略：) ・ 無						
	歩行者の通行 の利便の確保 等	有 (概略：) ・ 無						
	騒音の発生に 係る事項	有 (概略：) ・ 無						
	防災・防犯対策 への協力	有 (概略：) ・ 無						
	街並みづくり 等への配慮	(街並みづくり、緑化計画、屋外照明等の計画等) 有 (概略：) ・ 無						

添付書類：周辺見取図、周辺道路形態・交通規制状況図、来退店誘導経路図、建物配置図、各階平面図、交通予測資料、騒音予測地点及び騒音発生源を示した図
(添付書類は、複数の図面を1つの図面に記載することも可能です。)

※ 「変更事項」欄に掲載した項目については、該当項目欄に「変更」と記載してください。

例：開店時刻を変更する場合、「変更事項①」の各欄に内容を記載し、「店舗の概要」の「開店時刻」の欄には「変更」と記載する。

他法令関係調整状況表

事 項	当該計画との関係の有 無	許可・届出等状況						確認の有 無
		検討中	事 前 協議中	申請・ 届出済	審査中	許 可	備 考	
都市計画区域内での開発許可 (都市計画法、市街地調整区域における大規模開発の取扱い方針)								
建築確認申請等 (建築基準法)								
駐車施設の設置届出 (駐車場法、駐車施設の附置等に関する条例)								
自転車等駐車場の設置届出 (自転車等の放置の防止に関する条例)								
道路に関する工事の承認及び占用許可 (道路法)								

※ 関係法令を空欄に追加し、必要事項を記載してください。

7-2 大規模小売店舗届出書

【大規模小売店舗の新設の場合】

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

大規模小売店舗届出書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 建物名称は設置後予定している名称（仮称も可）を記載してください（仮称）の場合、正式名称決定後、「名称変更の届出」（法第6条第1項の規定による変更の届出）が必要となります。
- ・ 所在地は計画地の土地登記簿上の地番を記載してください。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社〇〇〇〇	代表取締役社長 ○ ○ ○ ○	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
株式会社△△△△	代表取締役 △ △ △ △	〇〇市〇〇区〇〇町〇番地

- ・ 原則として全ての小売業者名を記載してください。
- ・ ただし、現段階で未定の分については、決定次第、法第6条第1項の規定による変更届出書を提出してください。

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

← ・ 届出日から8月以降の日となります。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m²

← ・ 小売業（飲食店等を除き、物品加工修理業を含む）を行うための店舗面積 ※

※ 店舗面積に含まれる部分とは、売場（壁等により売場と明確に区切られていない売場間通路を含む）、ショーウィンドウ、ショールーム等、サービス施設、物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む）の用に直接供する部分

店舗に含まれない部分とは、階段、エスカレーター、エレベーター、売場間通路及び連絡通路（壁等により売場と明確に区分され、売場として利用し得ない通路等）などの部分

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物南側（別添建物配置図上No.〇）	〇〇〇 台
建物〇F/屋上（別添建物配置図上No.〇）	〇〇〇 台
合 計	〇〇〇 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物北側（別添建物配置図上 No. 〇）	〇〇 台
建物南側（別添建物配置図上 No. 〇）	〇〇 台
合 計	〇〇 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物内西側（別添建物配置図上 No. 〇）	〇〇 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
建物内南側（別添建物配置図上 No. 〇）	〇〇 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
㈱〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
㈱△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ ほか〇名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- ・ 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載してください。
- ・ 年間を通じて計画している最も早い開店時刻、最も遅い閉店時刻を記載してください。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	駐車可能時間帯
	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

- ・ 駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載してください。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (建物配置図上に記載の番号)	出入口の数	位 置
	○ 箇所	建物西側 (別添建物配置図上 No. ○)
	○ 箇所	建物東側 (別添建物配置図上 No. ○)
合 計	○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (建物配置図上に記載の番号)	荷さばき可能時間帯
	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

- ・ 荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載してください。

7-3 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書（個人にあってはその住民票の写し）〔規則 § 4 I ①〕

法人の場合	登記事項証明書	＜別 添＞ ・ 正本以外はコピーで可。
個人の場合	住民票の写し	

2 主として販売する物品の種類〔規則 § 4 I ②〕

小売業者名	主として販売する物品
未定分	

- ・ 決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載してください。
- ・ 未定分については、予定業種があれば記載してください。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物配置図 ＜別添＞

縮尺：1／200～500

店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面
⇒「添付図面（届出書・添付書類）」（P 104）参照

(2) 各階平面図 ＜別添＞

縮尺：1／200～500

店舗面積部分等の範囲を示した各階ごとの平面図
⇒「添付図面（届出書・添付書類）」（P 104）参照

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による必要駐車台数計算式

（端数処理：四捨五入）

ア 小売店舗

事 項 等		各事項算出のための計算式
行政人口	人	
地区の区分	商業地区・その他地区	
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位	人/千㎡	
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離	m	←（駅名 ）
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
F：必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

イ 小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設を含める場合

名称	業務内容	床面積	名称	業務内容	床面積
		m ²			m ²
合計（s）		m ²	S（店舗面積）×0.2		m ²

- 併設施設の面積の合計が小売店舗の店舗面積の2割を超えない場合は、併設施設の駐車台数は小売店舗の必要駐車台数の内数とします。超える場合には、次により併設施設を含めた必要駐車台数を算出してください。

事 項 等		各事項算出のための計算式
s：併設施設の面積	m ²	
X：小売店舗の店舗面積に対する併設施設の面積の割合	%	$s \div S \times 100$
Y：比率倍	倍	Xが 20～50%：0.010X + 0.80 " 50～80%：0.008X + 0.90 " 80%～：0.002X + 1.38
併設施設を含めた必要駐車台数	台	F × Y

小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設：飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボウリング場、ゲームセンター、温浴施設等

【指針による計算式によらない場合は、(1)を記載するとともに、(2)に記載してください。】

(2) 特別な事情による駐車台数の算出

特別な事情の説明：

必要駐車台数	台
--------	---

必要駐車台数算出根拠：

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場分散確保の有無	理 由
有 ・ 無	

(4) その他の駐車場の状況

〔小売店舗とは独立して算出する併設施設等の駐車場〕

施設の種類	必要駐車台数	算出根拠	収容台数
	台		台
	台		台
合 計	台		台

小売店舗とは独立して算出する併設施設等：オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設や、小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合には、記入してください。

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項〔規則 § 4 I ⑤〕

- ・ 駐車場の出入口の数を設定するデータ根拠があれば示してください。
以下のものが例となります。

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 駐車場の入庫処理能力

【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要はありません。】

出入口の場所	1 時間当たり入庫処理能力	ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No. ○	台	台
別添配置図上 No. ○	台	台

↑

60分	×	発券ブース等の台数
(メーカーから提供される 1 台当たりの処理時間+1 台当たり乗客の乗降時間)		(1 つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)
		(端数処理：四捨五入)

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠	
別添図面 No. ○	有・無	m	有・無	m		
別添図面 No. ○	有・無	m	有・無			

↑

(当該入口の 1 分当たりの来台数×1.6—当該入口の 1 分当たりの入庫処理可能台数)×6(平均車頭間隔)により算出することができます。

(2) 敷地周辺の道路の状況

- ・ 別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示してください。



項 目	道路 No. 1 (道名:)	道路 No. 2 (道名:)	道路 No. 3 (道名:)	〇〇〇 (道名:)
道路幅員	m	m	m	m
車線数	車線	車線	車線	車線
歩道の有無・幅員	有・無 m	有・無 m	有・無 m	有・無 m
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置 の交差点数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入してください。
- ・ 「信号交差点数」については、対象とした範囲を記載してください。
例：店舗敷地から〇m
- ・ 「周辺見取図」には、通学路を表示してください。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

開店後の周辺道路の交通量の予測

[参考]「交通量調査及び交通量予測の記入例」(P 1 2 9)を参考に予測してください。

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料としてください。>

(4) 併設施設の利用者の交通量の予測

併設施設で、小売店舗と共用して駐車場・出入口を使用する場合に記入してください。

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料としてください。>

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 I ⑥〕

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別 添>

- ・ 「添付図面（届出書・添付書類）」（P 1 0 4）参照

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項 目(例)	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所、内容等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>
ちらしの配布	(配布方法、内容等)
交通整理員の配置	(配置場所、人数、配置日時等) ⇒<別添周辺見取図上に記載>
その他	

- ・ 看板等の設置及び交通整理員を配置する場合は周辺見取図の中にその予定場所を記載してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

〔規則 § 4 I ⑦〕

時間帯	到着台数		
	○ t 車	○ t 車	合計
6:00～7:00	台	台	台
7:00～8:00	台	台	台
8:00～9:00	台	台	台
9:00～10:00	台	台	台
10:00～11:00	台	台	台
11:00～12:00	台	台	台
12:00～13:00	台	台	台
13:00～14:00	台	台	台
14:00～15:00	台	台	台
15:00～16:00	台	台	台
～	台	台	台
合 計	台	台	台

- ・ 時間帯については、各店舗の運営時間帯により記入してください。
- ・ 施設が複数有り時間帯が異なる場合には、施設ごとに記載し、建物配置図に施設ナンバー(No.)を記載してください。
- ・ 平日と休日で異なる場合は、それぞれごとに記載してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則 § 4 I ⑧〕

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
無 ・ 有	m	<別添建物配置図>

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面〔規則 § 4 I ⑨〕

項 目	設置の有無	稼働時間帯	位 置
冷 却 塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添建物配置図又は各階平面図>
室 外 機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添建物配置図又は各階平面図>
送 風 機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添建物配置図又は各階平面図>

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑩〕

(1) 騒音予測地点選定理由

予測地点	選定理由
A	
B	
C	
D	

(2) 昼間の等価騒音レベルの予測

《昼間：午前6時～午後10時》

ア 予測結果

〈総括表（騒音の性質ごとの等価騒音レベル）〉

予測地点		A	B	C	D
用途地域					
地域の類型					
基準値					
時間帯		午前6時～午後10時			
定常 騒音	室外機				
	換気扇				
変動 騒音	自動車走行音				
	荷さばき後進ブザー音				
衝撃 騒音	荷さばき荷おろし音				
全体の等価騒音レベル					

- ・ 騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示してください。
- ・ 大規模小売店舗立地法第6条第2項又は附則第5条第1項による変更届の場合は、可能な限り、各騒音源の騒音レベルの実測値を用いて予測・評価してください。
- ・ 表中にあります騒音の定義は次のとおりです。
 - 1) 定常騒音（レベル変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）
 - 冷却塔、室外機等から発生する騒音
 - 給排気口等から発生する騒音
 - 2) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）
 - 敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）
 - 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - 廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - BGM（バック・グラウンド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
 - 3) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）
 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

<個別表（全騒音源）>

別紙〇のとおり

※ 別紙の様式

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離(m)				各予測地点における騒音レベル(dB)			
		騒音レベル	根拠		A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音												
変動騒音												
衝撃騒音												
予測地点		等価騒音レベル			地域の類型				環境基準値			
A 地 点		d B							d B			
B 地 点		d B							d B			
C 地 点		d B							d B			
D 地 点		d B							d B			

イ 予測結果の評価及び基準値を超えている場合の対策

- ・ 予測式等を用いた計算は別添資料としてください。
 ※基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示してください。
 （例）文献名／メーカーの提示した数値 等

(3) 夜間の等価騒音レベルの予測

《夜間：午後10時～午前6時》

ア 予測結果

＜総括表（騒音の性質ごとの等価騒音レベル）＞

予測地点		A	B	C	D
用途地域					
地域の類型					
基準値					
時間帯		午後10時～午前6時			
定常 騒音	室外機				
	換気扇				
変動 騒音	自動車走行音				
	荷さばき後進ブザー音				
衝撃 騒音	荷さばき荷おろし音				
全体の等価騒音レベル					

・注意事項は昼間の場合と同じ。

＜個別表（全騒音源）＞

別紙〇のとおり

イ 予測結果の評価及び基準値を超えている場合の対策

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
〔規則 § 4 I ⑪〕

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

《夜間（午後 10 時～午前 6 時）において発生することが見込まれる騒音》

(1) 騒音予測地点選定理由

予測地点	選定理由
a	
b	
c	
d	

(2) 予測結果

〈総括表（騒音の性質ごとの騒音レベル最大値）〉

予測地点		a	b	c	d
用途地域					
区域					
基準値					
時間帯		午後 10 時～午前 6 時			
定常 騒音	室外機				
	換気扇				
変動 騒音	自動車走行音				
	荷さばき後進ブザー音				
衝撃 騒音	荷さばき荷おろし音				
騒音レベルの最大値					

〈個別表（全騒音源）〉

別紙〇のとおり

(3) 予測結果の評価及び基準値を超えている場合の対策

・ 予測式等を用いた計算は別添資料としてください。

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 廃棄物等の排出量等の予測【指針の数値による場合】

廃棄物等1日当たり排出量等の算出【指針の数値に留意】							
廃棄物種別	店舗面積：S		指針 原単位 (t/千㎡)	1日当たり廃棄物 排出量：A (指針原単位×S)	平均保管 日数 ：B	見 か け 比重：C (t / ㎡ ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	千㎡	0.208	t	日	0.10	㎡ ³
	6,000 ㎡超の部分	千㎡	0.011	t			
	計			t			
金属製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	千㎡	0.007	t	日		㎡ ³
	6,000 ㎡超の部分	千㎡	0.003	t			
	計			t			
ガラス製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	千㎡	0.006	t	日		㎡ ³
	6,000 ㎡超の部分	千㎡	0.002	t			
	計			t			
プラスチック製廃棄物 等	6,000 ㎡以下の部分	千㎡	0.020	t	日		㎡ ³
	6,000 ㎡超の部分	千㎡	0.003	t			
	計			t			
生ごみ等	6,000 ㎡以下の部分	千㎡	0.169	t	日	0.55	㎡ ³
	6,000 ㎡超の部分	千㎡	0.020	t			
	計			t			
その他の可燃性廃棄物 等	㎡		0.054	t	日	0.38	㎡ ³
	計			t			
					合 計		㎡ ³

(端数処理:四捨五入)

【見かけ比重について指針の数値によらない場合】

見かけ比重の根拠等

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測【特別な事情がある場合のみ記載】

特別な事情の説明：

予測排出量

m³

排出量予測の根拠：

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況

小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保

↓ 共用の場合

小売店舗以外の施設から
の廃棄物等の予測排出量

m³

添付図面（届出書・添付書類）

- ・ 届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載してください。
- ・ ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としても結構です。
- ・ 図面には必ず縮尺・方位を明記してください。（2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一してください。）

提出する図面の種類	図面に盛り込む事項	記載項目等
1 建物位置図 （縮尺：1/25,000） 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	(1) 経路に関する図面	
	ア 広域見取図	・ 出店地の周囲3～5km程度の範囲を含むもの ・ 周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 （縮尺：1/2,500） 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面 〔店舗の敷地部分を太枠で記入してください。〕	(1) 経路に関する図面	
	ア 周辺見取図 来客自動車の案内経路	・ 学校等公共施設の位置 ・ 敷地周辺の道路の状況 →道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道・歩道橋の位置／通学路の位置／バス停の位置／交差点名 ・ 自動車の案内経路の表示（入場・出場両方を記載） →来客自動車の案内経路／小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路 搬出入車両の運行経路／経路案内看板の設置場所／交通整理員の配置
	イ 交通量調査の結果 【調査を実施した場合】	・ 現状の平日・休日それぞれの交通量調査の結果（ピークのトータル値）
	ウ 交通量予測の結果等	・ 開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・ 併設施設の利用者の交通量の予測の結果
3 建物配置図 （縮尺：1/200～500） 店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面 〔それぞれの部分を明確に枠取りしてください。〕 店舗は赤 駐車場は青 駐輪場は緑 荷さばき施設は紫 騒音発生源は黄 廃棄物保管施設は茶 その他の施設は水色	(1) 駐車場計画に関する図面	
	ア 駐車場配置図	・ 駐車場の配置（複数の駐車場がある場合は、番号を記載して区別してください。） ・ 駐車区画の配置（寸法入り） ・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・ 駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員（複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別してください。） ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 交通整理員の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置（設ける予定のある場合のみ） （複数ある場合は番号を記載して区別してください。）
	(2) 駐輪場の計画に関する図面	
	ア 駐輪場配置図	・ 駐輪場の配置（複数ある場合は、番号を記載して区別してください。） ・ 駐輪区画の配置（寸法入り） ・ 駐輪場への自転車の経路 ・ 駐輪場案内表示の位置
	(3) 荷さばき施設の計画に関する図面	
	ア 搬出入車両の出入口等配置図	・ 出入口の位置 ・ 出入口付近の建物現況（住宅、学校、病院等） ・ 出入口が接する道路の位置、幅員

提出する図面の種類	図面に盛り込む事項	記載項目等
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図	
	ア 騒音発生源となる施設設備の配置図	・各施設設備の配置 → 冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 拡声器等 ・騒音予測地点 ・遮音壁の配置
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面	
	ア 廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物等保管施設の位置及び隣接地の用途
4 各階平面図 (縮尺：1/200~500) 店舗の用に供する部分等の範囲を示した各階ごとの平面図 〔3と同様に枠取りしてください。〕	(1) 駐車場計画に関する図面	
	ア 駐車場各階平面図	・間取り・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
5 立面図	(1) 騒音予測に関する図面	
	ア 騒音発生源・遮音壁等の立面図	・騒音予測に必要とされる高さ等のわかる図面

7-4	その他の法定届出書
-----	-----------

【大規模小売店舗の名称・所在地、大規模小売店舗の設置者・小売業者の名称・住所などを変更する場合】

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

変 更 届 出 書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 大規模小売店舗設置者の変更に係る変更届出の場合は、変更後の設置者を記載してください。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 店舗名称・店舗所在地に係る変更届出の場合は、変更後の名称・所在地を記載してください。
- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

- ・ 「大規模小売店舗の名称及び所在地」又は「大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」について、変更された内容を記載してください。
- ・ 記載方法については様式第1を参考にしてください。
- ・ 法第11条に規定する「承継」については、様式第7により届け出てください。

3 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 変更があったら遅滞なく届け出てください。

4 変更する理由

【大規模小売店舗の新設をする日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の場合】
様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

変 更 届 出 書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店
〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

- ・ 「大規模小売店舗の新設をする日」、「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」、「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」及び「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」の内容の変更を計画するものについて、**事前に届け出**てください。
- ・ 記載方法については様式第1を参考にしてください。
- ・ 関連する添付書類を添付してください。
- ・ 一時的な変更等、法施行規則第7条第1項の規定によるものは、届出不要です。

3 変更する年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」の変更以外の届出については、届出日から8月以降となります。ただし、法施行規則第8条の規定によるもの（軽微な変更）として市が認めるものはこの限りではありません。事前の相談をお願いします。

4 変更する理由

【大規模小売店舗を廃止する場合】

様式第 4（第 9 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第 6 条第 5 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

〇〇〇〇 m²

- ・ 小売業を行うための店舗面積（詳細は様式第 1 参照）

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

△△△ m²

- ・ 小売業を行うための店舗面積（詳細は様式第 1 参照）

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1000 平方メートル以下となる日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 原則として、事前に届け出てください。

5 変更する理由

【市の意見に対して届出事項を変更する場合】

様式第 5 （第 1 6 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

届 出 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

- ・ 市が述べた意見に対して、当該意見を踏まえ、計画を変更する場合に、その内容を届け出てください。
- ・ 記載方法については様式第 1 を参考としてください。
- ・ 関連する添付書類を添付してください。

3 変更する理由

【市の勧告に対して届出事項を変更する場合】

様式第 6 （第 1 8 条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないでください。)

届 出 事 項 変 更 届 出 書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

- ・ 市が出した勧告に対して、当該勧告を踏まえ、計画を変更する場合に、その内容を届け出てください。
- ・ 記載方法については様式第 1 を参考にしてください。
- ・ 関連する添付書類を添付してください。

3 変更する理由

【大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割を行う場合】

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

承 継 届 出 書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 △ △ △

代表取締役社長 △ △ △ △

- ・ 譲渡、相続、合併又は分割後の大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

△△市△△区△△丁目△△番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇〇〇〇〇 △△店

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- ・ 変更があったら遅滞なく届け出てください。

3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所

株式会社 ○ ○ ○ ○ 代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 譲渡、相続、合併又は分割前の大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載してください。
→法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地

- ・ 住所を記載してください。

4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由

5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積

〇〇〇〇㎡

- ・ 小売業を行うための店舗面積（詳細は様式第1参照）

（備考） 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。

【法施行時に既に営業している店舗が届出事項を変更する場合】

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

（※印の項は記載しないでください。）

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

広島市長 様

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

- ・ 大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載。
- ・ 法人にあっては、その代表者の職名、氏名も記載してください。

○市○区○丁目○番地

- ・ 住所を記載してください。

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○ △△店

○市○区○丁目○番 外

- ・ 所在地は土地登記簿上の地番を記載してください。

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

- ・ 法第5条第1項4～6号に規定される届出事項のうち、法施行日以降最初に行うことが計画される変更事項について記載してください。（法第6条第2項のただし書（届出不要事項）の適用はありませんので、例えば店舗面積の減少であっても届出が必要となります。）
- ・ 記載方法については様式第1を参考にしてください。
- ・ 関連する添付書類を添付してください。

3 変更する年月日

令和○年○月○日

- ・ 「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」の変更以外の届出については、届出日から8月以降となります。ただし、法施行規則第8条の規定によるもの（軽微な変更）として市が認めるものはこの限りではありません。事前の相談をお願いします。

4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ・ 既存店を本法の体系に組み込むために、変更がない事項についても届け出るようになっていきます。
- ・ 記載方法については、様式第1を参考にしてください。
- ・ 添付書類は、変更がない事項については必要ありません。

7-5

指針配慮事項

指針配慮事項

〔１〕はじめに

１ 出店の趣旨

- ・ 今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載してください。

２ 大規模小売店舗設置者の連絡先等

- ・ 設置者の住所、電話番号及びFAX番号を記載して下さい。
- ・ 法人にあつては、部局名称も記載してください。
- ・ 担当者が複数の場合には、全て記載してください。

３ 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

ア 敷地面積及び土地の所有形態

- ・ 敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載してください。
- ・ 所有形態は自己所有及び借地の区分をしてください。

(例)

建物敷地	○, ○○○㎡	自己所有予定
駐車場用地	○, ○○○㎡	賃貸借契約予定
合 計	○, ○○○㎡	

イ 法令上の用途等

- ・ 都市計画制限等を記載してください。
(市街化区域では用途区分(容積率、建ぺい率、特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む。)まで記載してください。)
- ・ その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載してください。
(注) 店舗建設が法令上不可能な地域(例、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域等)での計画は、関係課に相談してください。解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示をしてください。

ウ 現在の利用状況

- ・ 計画地の現在の土地利用形態を記載してください。工場等建物が現存する場合はその所有関係(自己所有でない場合は確保の見通し(売買契約締結予定年月日))を示してください。

(2) 計画地周辺の概要

ア 隣接地の用途現況

＜別添 周辺見取図（住宅地図等の写しでも可）のとおり＞

- ・ 計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示してください。

（例）低層住宅、高層住宅、工場、事務所、商店、学校、病院 等

イ 基盤整備に関する事業の有無とその内容

- ・ 計画地における市街地再開発事業、土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載してください。

ウ 街並みづくり計画の有無とその内容

- ・ 計画地における街並みづくり計画の有無とその内容について具体的に記載してください。

（例）地区計画／建築協定／景観整備地区／
パークアンドライド事業／車両乗り入れの禁止地区 等

(3) 建物の構造及び規模

ア 建物構造

- ・ 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載してください。

（例）鉄骨造・鉄筋コンクリート造
地下○階、地上○階、塔屋○階 等

イ 店舗面積の内訳

- (ア) 建築面積 m^2
(イ) 延べ面積 m^2
(ウ) 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等
(例)

・ 建築面積及び延べ面積の定義は建築基準法によるものとする。

単位： m^2

区分	店舗面積	その他の施設		延べ面積
		飲食・サービス等	その他	
3 F	1,000	800	200	2,000
2 F	2,500	500		3,000
1 F	2,500	500		3,000
計	6,000	1,800	200	8,000

(4) 併設施設の計画と各施設面積

- ・ 「小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設」（飲食店、銀行ＡＴＭ、クリーニング、映画館、ボウリング場、ゲームセンター、温浴施設等）と、「小売店舗とは独立して算出する併設施設等」（オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設や、小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合）について、それぞれの面積の合計を記載してください。
- ・ 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載してください。
- ・ 各施設の事業主体についても、可能であれば記載してください。

(例)

小売店舗の集客施設に影響を与える蓋然性を有する併設施設			小売店舗とは独立して算出する施設等		
①飲食施設	(株)〇〇〇	m ²	①オフィス	(株)〇〇〇	m ²
イ 中華		m ²	②マンション		m ²
ロ ファーストフード*		m ²	③ホテル		m ²
②ゲームセンター		m ²			m ²
③クリーニング店		m ²			m ²
					m ²
合 計		m ²	合 計		m ²

(5) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

- ・ 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載してください。

ア 建築着工予定年月日 年 月 日

イ 完成予定年月日 年 月 日

〔２〕「指針」の各項目に関する事項

１ 駐車場の計画

(1) 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

(例)	ナンバー（届出のNo.）				
	駐車場の種類				
収容台数	一般用	台	台	台	台
	身障者用	台	台	台	台
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²
駐車区画の大きさ	一般用	m × m	m × m	m × m	m × m
	身障者用	m × m	m × m	m × m	m × m
	駐車料金の徴収の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	入口ゲートの有無	有・無	有・無	有・無	有・無
	入口ゲートの入庫処理時間				
	契約形態				

※駐車場の種類例

- ・建物外平面駐車場（自走式）
- ・専用駐車場ビル（自走式）
- ・屋上等建物内駐車場（自走式）
- ・循環駐車場（機械式／専用建物）
- ・循環駐車場（機械式／共用建物）

※ 契約形態については、下記の中から選択して記載してください。

契約形態
①自社所有
②民間契約（専用・共用の別を記載）
③公共駐車場

(2) 交通への支障を回避するための方策等

【特別な対策をとっている場合は記載してください。】

(例)	交通への支障回避の方策	具体的な内容
	交通整理員の配置	配置場所：＜別添配置図上に記載＞ 配置人数： 配置日・時間：

- ・ イベント、売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載してください。

2 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No. (別添建物配置図上に記載の番号)	※駐輪場構造	収容台数 (うち自動二輪車等)	面 積
		台 (台)	m ²

- ・ 駐輪場構造
平面式／立体式／機械式 等の別を記載してください。

(2) 必要駐輪台数算出根拠

【広島市自転車等の放置の防止に関する条例による場合、記載してください。】

S：店舗面積	m ²
必要駐輪台数算出式	
必要駐輪台数	台

(端数処理：1 台未満の端数は切り捨て)

- ※ 自動二輪車及び原動機付自転車の駐車場需要が相当程度見込まれる場合は、これらについても必要駐輪台数の算出根拠を記載してください。

(3) 駐輪場の管理体制

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所：＜別添建物配置図上に記載＞ 配置人数： 配置日・時間：
営業時間外 の管理等	

(4) 駐輪場案内の表示方法

- ・ 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載してください。
- ・ 表示場所等の位置を図面上に示してください。

3 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

(例) 荷さばき 施設 No. (建物配置図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ	防音等の設備
	想定する車両の大きさ	台 数		
		台	無・有 (広さ m× m)	

(2) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
有		
無		「無」の理由

4 経路の設定

大規模小売店舗設置者が行う交通対策等の予定

【特別に行う対策等があれば記載してください。】

- ・ 公共交通計画等との連携 等があれば、具体的に記載してください。

5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

【特記すべき事項があれば、記載してください。】

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

項 目	具体的な内容
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	無・有 (具体的な内容)

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	

周辺住民への周知方法	

(3) 防災・防犯対策への協力

防災協定等締結の有無とその内容等	防犯対策への協力 (具体的に)
無 ・ 有 内容 :	(青少年の非行防止対策含む)

6 騒音の予測と騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	〈別添建物配置図上に記載〉
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

- 荷さばき施設の騒音対策
荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
荷さばき施設の屋内化
作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等
といった施設建築計画面での配慮事項を記載してください。
- 荷さばき作業の騒音対策
荷さばき作業時間の特定
荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底
低騒音型の荷さばき機器の導入
作業人員への騒音防止意識の徹底等
といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載してください。

(2) 屋外でのBGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用
無 ・ 有



使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
○時～○時	個		〈別添図面〉	

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の騒音対策

項 目	設置台数	騒音対策等
冷却塔		
室外機		
送風機		

- 複数の場合は、機種別に表示してください。

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場N o . (建物配置図上に記載の番号)	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策

- 施設面の騒音対策
駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理
立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策
床や排水蓋等による段差をなくすこと等
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載してください。
- 運用面の騒音対策
駐車場の利用時間帯の制限
交通整理員による場内走行の円滑化、見回りの実施等
といった運営面での配慮事項を記載してください。

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物収集場所の構造	収集時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策

- 施設面の騒音対策
廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策
廃棄物の収集場所の配置等
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載してください。
- 運用面の騒音対策
廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ
深夜・早朝における作業回避等収集時間帯の制限等
といった運営面での配慮事項を記載してください。

(6) 発生する騒音への一般的対策の内容

緑地帯の設置の有無	有（高さ： ， 幅： ） 無
その他の騒音軽減策	

7 廃棄物等の保管場所の計画

(1) 廃棄物保管施設の計画

容 量	面 積	排出方法	洗浄設備	冷房設備等の 有無	附属設備の概要
m ³	m ²		箇所	有・無 (その理由)	



- ・ 「排出方法」には、ポリ袋、ペール、自動貯留機、コンパクターコンテナ等廃棄物を保管・排出する形態を記載してください。
- ・ 「附属設備の概要」には、換気設備、脱水処理機、生ごみ処理機、空缶選別機、発泡スチロール溶融機等について記載してください。

(2) リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画

容 量	面 積	附属設備の概要	備 考	施設位置
m ³	m ²			〈別添建物配置 図上に記載〉

- ・ リサイクル品保管施設については、リサイクル品に一般廃棄物が混入しない場所に設置してください。

8 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載してください。】

分別する廃棄物の種類ごとに記載してください。
(例) 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、 空き缶、空き瓶、トレイ、発泡スチロール 等

項 目	生 ご み	
運搬の方法	自社で運搬・業者委託 その他()	自社で運搬・業者委託 その他()
	収集車の種類()	収集車の種類()
予定業者等		
運搬の頻度		

(2) 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載してください。】

項 目		
処理の方法	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()
処理予定業者等		
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法	
	処理関連設備の内容	
	処理施設の悪臭対策	
	処理施設の防音対策	
	処理施設の配置	〈別添図面〉

(3) 廃棄物等の減量・リサイクル計画

【廃棄物等の減量・リサイクル計画をたてている場合に記載してください。】

廃棄物の種類	A + B 発生予測量 t/年	A ごみ処分量 t/年	B 資源化量 t/年
段ボール			
空き缶			
空き瓶			
ペットボトル			
牛乳パック			
その他可燃ごみ			
その他不燃ごみ			
合 計			

(4) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載してください。】

- ・ 廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載してください。
(例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

(5) 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載してください。】

面 積	
配 置	〈別添図面〉
加工の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

9 街並みづくり等への配慮に関する事項

- (1) 街並みづくり等への配慮事項 **【特記すべき事項があれば記載してください。】**

--

- (2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の内容
m ²	m ² (広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく必要な緑化面積m ²)	<図面添付>

- (3) 景観への配慮 **【特記すべき事項があれば記載してください。】**

<別添建物完成予想図（可能であれば添付）>

- (4) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

【現時点の計画の範囲で記載してください。】

区 分	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添建物配置図上に記載>	<別添建物配置図上に記載>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

添付図面（指針配慮事項）

- ・ 指針配慮事項に添付する図面については、以下の中から必要な項目を選択して作成してください。
- ・ ただし、項目によっては、届出書・添付書類の周辺見取図・建物配置図等に一括して記載することも可能です。
- ・ 図面には必ず縮尺・方位を明記してください。

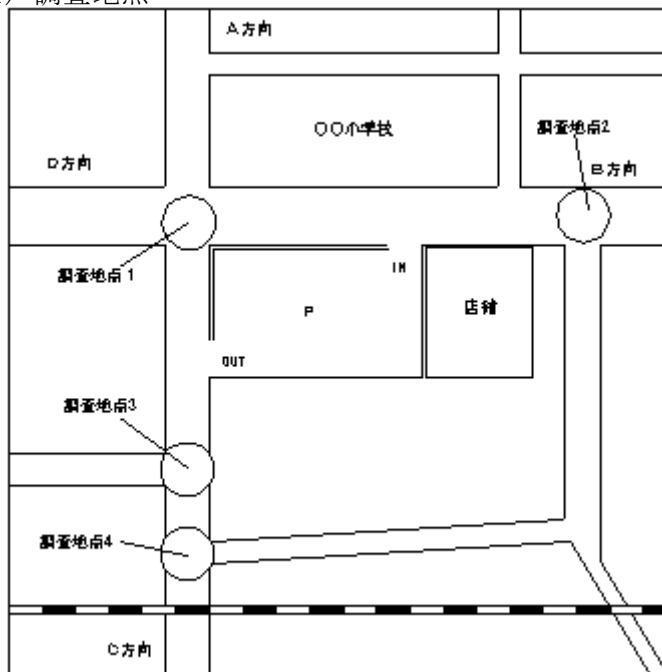
提出する図面の種類	図面に盛り込む事項	記載項目等
1 周辺見取図 (縮尺：1/2,500) 隣接地の用途現況及び 街並みづくり計画等の 範囲 が分かる図面	(1) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	ア 歩行者通路図面	・ 敷地周辺の歩行者通路
	(2) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	ア 廃棄物運搬車両の運行経路	・ 廃棄物運搬車両の運行予定経路
2 建物配置図 (縮尺：1/ 200~500) 店舗の用に供する部分 その他の施設、駐車場 等の配置が分かる図面	(1) 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	ア 歩行者通路図面	・ 敷地内の歩行者通路
	イ 夜間照明等の配置図	・ 敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(2) 発生する騒音への一般的対策に関する図面（緑地帯等を図示する）	
	(3) 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	ア 廃棄物運搬車両の運行経路	・ 敷地内における運行経路
	イ 廃棄物処理施設 食品加工場等の配置図	・ 廃棄物処理施設、食品加工場等の位置及び隣 接地の用途 (敷地内処理または食品加工場がある場合)
	(4) 景観への配慮に関する図面 (特記すべき事項があれば記載してください。)	
	(5) 街並みづくり等への配慮に関する図面	
	ア 屋外照明・広告塔照明の 配置図	・ 屋外照明灯、広告塔照明灯の位置
3 建物完成予想図 (縮尺の規定なし)	街並みづくり等への配慮に関する図面 (可能であれば、着色の建物完成予想図を添付)	
4 用途地域指定図		
5 地籍図	建物所在地の地番が確認できるもの	

〔参考〕交通量調査及び交通量予測の記入例

1 自動車交通量調査結果

- 調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とします。ただし、出店による一般交通への影響が考えられる場合には、経路予定のその他の交差点についても調査をお願いします。
- 平日及び休日（日曜日）に、開店から閉店までの時間帯プラス前後1時間で調査してください。
- 各調査地点において、時間帯別及び方向別の台数を車種ごとに調査してください。
- 調査結果は、調査地点ごとに、時間帯別の交通量を方向別に記入し、最後に交差点交通量（方向別の計）を記入してください。
- 調査結果は別添資料とし、見取図上に結果を図示してください。

(1) 調査地点

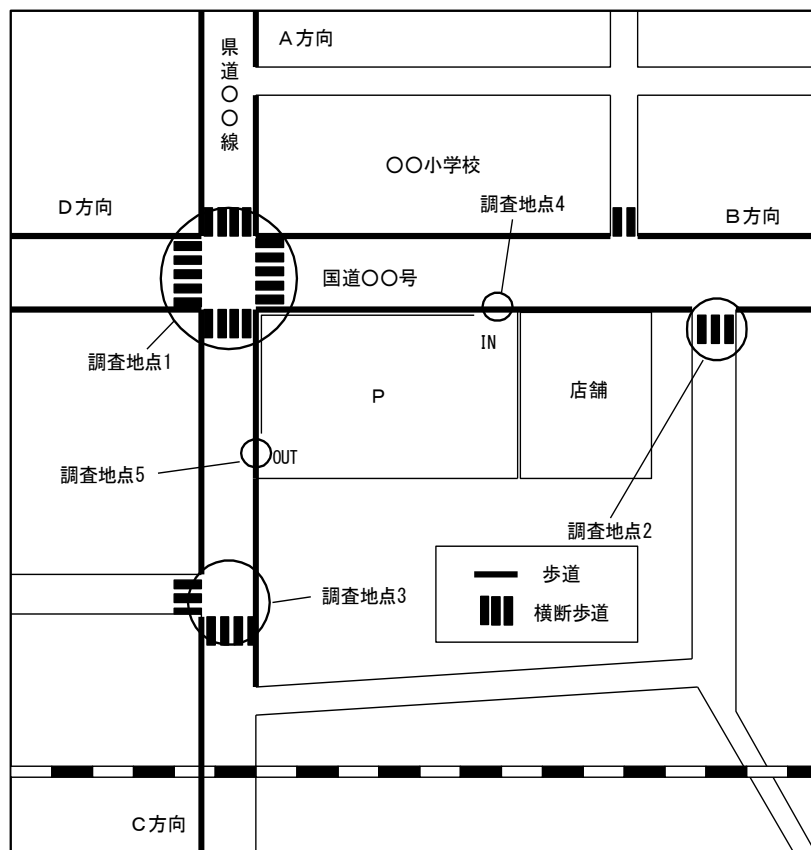


(2) 調査結果

調査地点： 1													
調査日：〇年〇月〇日（〇）													
天 候：													
摘 要：													
方向 時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
9 時台													
10 時台													
}													
20 時台													
計													

2 通行量調査結果

(1) 調査地点



(2) 調査結果

調査日：〇年〇月〇日 (〇)		摘要：			
天 候：					
調査地点	1		2	～	5
調査略図				～	
方向	A⇔C	B⇔D	C⇔A	D⇔B	B⇔D
時間					
9 時台					
10 時台					
〃					
19 時台					
20 時台					
計					

・ 数値は、歩行者＋自転車の合計を記入してください。

3 踏切遮断調査結果

調査日：○年○月 日 (○)

時間帯	遮断時間(秒)								遮断回数	合計遮断 時間(秒)	平均遮断 時間(秒)
	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回			
9 時台											
10 時台											
11 時台											
12 時台											
13 時台											
14 時台											
15 時台											
16 時台											
17 時台											
18 時台											
19 時台											
20 時台											

4 交通量予測の結果等

(1) 交通手段別来店者予測

平日・休日別、徒歩、自転車、バイク、自動車別の来店予測

来店手段	平 日	割 合	休 日	割 合
徒歩	人	%	人	%
自転車	人	%	人	%
バイク	人	%	人	%
自動車	人	%	人	%
台数	台	—	台	—
方面	台	—	台	—
方面	台	—	台	—
方面	台	—	台	—
方面	台	—	台	—
計	人	100%	人	100%

	平 日	休 日
平均的な店舗への滞留時間	分	分
平均的な自動車 1 台 当たり乗者数	人／台	人／台

・ 推計の根拠を示すとともに、根拠データを添付してください。

(2) 時間帯別駐車台数予測

区 分			敷地内		敷地外	計
			屋上・屋内	平面		
収容台数			台	台	台	台
平日	時 間 帯 別	10:00～				
		11:00～				
		12:00～				
		13:00～				
		14:00～				
		15:00～				
		16:00～				
		17:00～				
		18:00～				
		19:00～				
		20:00～				
	計					
休日	時 間 帯 別	10:00～				
		11:00～				
		12:00～				
		13:00～				
		14:00～				
		15:00～				
		16:00～				
		17:00～				
		18:00～				
		19:00～				
		20:00～				
	計					

- ・ 滞留時間及び回転率で、駐車需要に対する収容能力を説明する場合は、滞留時間及び回転率の根拠及びデータを添付してください。
- ・ 時間帯については、営業時間にあわせて設定してください。
- ・ 時間帯別の推計の根拠となったデータを示してください。

(3) 時間帯別駐輪台数予測

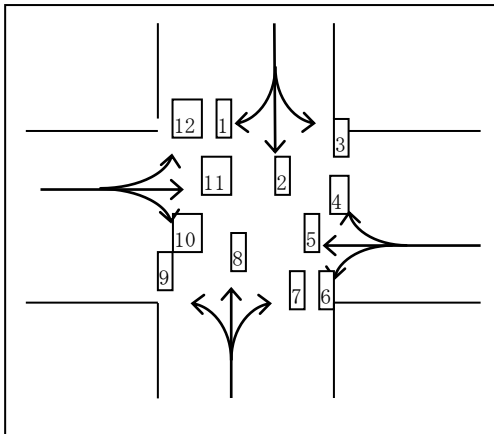
区 分			敷地内		敷地外	計
			屋上・屋内	平面		
収容台数			台	台	台	台
平日	時 間 帯 別	10:00～				
		11:00～				
		12:00～				
		13:00～				
		14:00～				
		15:00～				
		16:00～				
		17:00～				
		18:00～				
		19:00～				
		20:00～				
	計					
休日	時 間 帯 別	10:00～				
		11:00～				
		12:00～				
		13:00～				
		14:00～				
		15:00～				
		16:00～				
		17:00～				
		18:00～				
		19:00～				
		20:00～				
	計					

- ・ 滞留時間及び回転率で、駐輪需要に対する収容能力を説明する場合は、滞留時間及び回転率の根拠及びデータを添付してください。
- ・ 時間帯については、営業時間にあわせて設定してください。
- ・ 時間帯別の推計の根拠となったデータを示してください。

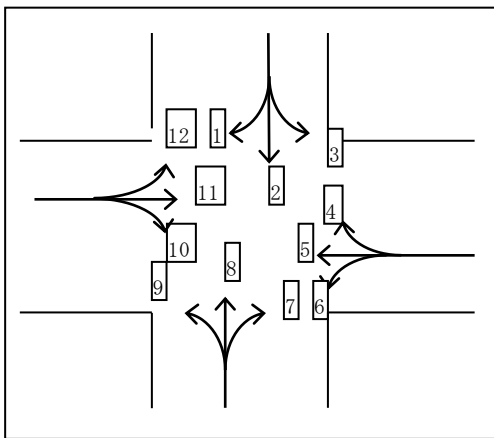
(4) 交差点の交通量予測

ア 方向別交通量

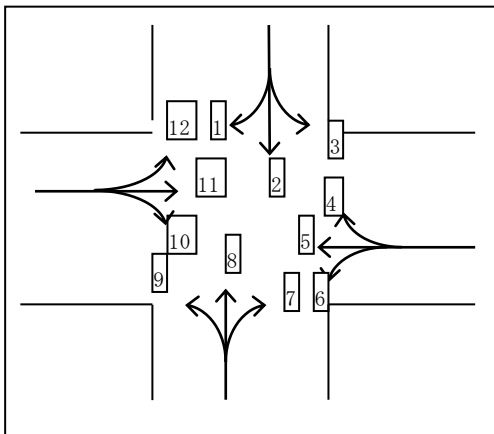
〈現況〉



〈発生交通量〉



〈開店後〉



- ・ 平日及び休日のピーク時について記載してください。

イ 交差点需要率

項目			〇〇交差点		
			現況	将来	変化
ピーク時間帯			時台	時台	—
交差点需要率					
流入部 混雑度	北側	直進・左折 1			
		右折 1			
	東側	直進・左折・右折 1			
	南側	直進・左折 1			
		右折 1			
	西側	直進・左折・右折 1			

- ・ 平日及び休日のピーク時について記載してください。